

平成24年舟形町議会  
第2回定例会々議録

舟形町議会

# 平成24年舟形町議会第2回定例会々議録

招集年月日 平成24年6月5日  
招集の場所 舟形町議会議場  
開 会 6月5日 午前10時03分 議長宣言  
応招議員

1番 佐藤 勇	6番 大場 清之
2番 奥山 謙三	7番 野尻 益夫
3番 斎藤 好彦	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 広幸	9番 八 歙 太
5番 加藤 憲彦	10番 信夫 正雄

不応招議員 ナシ  
出席議員 応招議員と同じ  
欠席議員 ナシ

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	まちづくり課長 中山 進
副 町 長 豊岡 信尋	地域整備課長 矢野 正
会計管理者 松田 清司	総務課財政管財班長 叶内 範夫
総務課長 高橋 剛	教 育 長 伊藤 孟
健康福祉課長 高橋 明彦	教育委員会次長 伊藤 幸一
産業振興課農政班長 兼農業委員会事務局次長 沼沢 弘明	産業振興課商工観光班長 大山 邦博

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 有路 正文 主 査 大場 由美子

## 町長提出の議案の題目

No.	件 名
1 承認第1号	舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認
2 承認第2号	舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認
3 承認第3号	平成24年度舟形町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認
4 報告第1号	平成23年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
5 報告第2号	平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告
6 報告第3号	平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
7 報告第4号	平成23年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告
8 議案第28号	平成24年度舟形町一般会計補正予算（第2号）
9 議案第29号	平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）
10 議案第30号	舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
11 議案第27号	舟形町路線バスの取得に係る物件購入契約の締結

**議員提出の議案の題目**

- | No. | 件     | 名                                   |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 1   | 請願第1号 | 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出を求める請願          |
| 2   | 請願第2号 | 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換についての意見書提出を求める請願 |

**議 事 日 程** 別紙配布のとおり

**会議録署名議員の氏名** 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

1 番 佐 藤 勇      5 番 加 藤 憲 彦

平成24年6月5日(火)  
平成24年第2回定例会第1日目  
午前10時03分開議 欠席無し

**議長：** 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成24年第2回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

尚、6月定例会は全員協議会の申し合わせによりまして上着を脱いでも良いことになっております。脱着につきましてはご自由にお願いを致します。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。1番佐藤勇君、5番加藤憲彦君の両名を指名します。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

**8番：** 会期の日程につきましては、5日から7日までの2日間をお願いします。

**議長：** 只今8番議員より、本日5日より7日までの2日間との発言がございました。異議ありませんか。  
(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は2日間とする事に決定致しました。

**日程第3**

**議長：** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第4**

**議長：** 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第5**

**議長：** 日程第5 本期受理の請願を議題と致します。

請願第1号 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出を求める請願について議題と致します。

請願第1号について紹介議員朗読説明をお願い致します。

**4番：** 受理番号1番。受付年月日 平成24年5月30日。件名 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出を求める請願。

趣旨 別紙の通り。請願者 最上郡戸沢村名高989番地 脳脊髄液減少友の会 代表 荒川キミ子。紹介議員 佐藤広幸。件名 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出を求める請願。

趣旨 「脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツなどの衝撃で脳や脊髄を覆う硬膜が損傷し、内部の満たす髄液が漏れ出て、頭痛など様々な症状を引き起こす。硬膜の外側に自分の血液を注入し損傷部をふさぐ『ブラッドパッチ』が有効な治療とされるが、入院費を含め約10万円～30万円かかるため、今後保険が適用されるか注目される。」(山形新聞2011年11月5日付)と報道されました。

そして、今年5月17日厚生労働省は、髄液漏れを防ぐブラッドパッチ治療を先進医療にすることを決めました。7月から適用され、平均1回1万8千円かかるブラッドパッチの費用は全額自己負担のままですが、それ以外の入院や検査は保険が使えるため患者負担が軽減されます。高額医療制度も適用されるようになります。私たちは、脳脊髄液減少症の治療への医療保険適用を求めて参りましたので、この度の措置は一步前進と受け止めています。これを一刻も早く全面的な保険適用と、できれば自己負担なしの治療へ進んで頂きたいと願います。

ある患者は交通事故によって発症しました。交通事故以来、頭痛、首痛、背中痛、ひざ痛、股関節痛など体中10ヶ所もの痛みで苦しみ、握力が無くなりうつ状態になり、仕事も家事も気力がなくなりました。ストレスから高血圧へ、そして心臓に負担がかかり心臓病となり、糖尿病にもなりました。交通事故によって前のように収入を得ることができなくなりました。事故から約1年後、新聞で国際医療福祉大学熱海病院の篠永正道教授の治療があることを知りました。更に徳洲会病院で髄液漏れの可能性ありと診断されました。治療してくれる県内の病院を探しましたが見つからず、仙台の病院にたどり着きました。そこで髄液漏れの診断を受け、ブラッドパッチ治療を4回受けることができました。この治療によって、ようやく生きることができました。この治療を受けることができたのは偶然の重なりでした。普通は知らないで

過ぎていくことが多いのです。

しかし、事故から9年経っても、まだ仕事が前のようにできる状態まで回復するに至っておりません。しかも、保険適用にならないために、治療費が損害保険の対象にもなりません。ブラッドパッチ治療を、負担の心配なく受けやすくしてもらえれば、完治して思う存分仕事ができるのではないかと思います。

この人に限らず脳脊髄液減少症の患者は、医師や家族や学校、職場で理解されず苦しんでいます。金銭的にも困窮しています。多額の治療費の負担に苦しんでいます。結婚や子供を持つことを希望している人もいますが、体調不良が立ちだかっています。

厚生労働省の研究班が山形大学医学部に設置され、2011年5月に中間報告しました。「これまでに漏れが『確実』とされた患者は100人中16人に留まる」(山形新聞2011年11月5日付)とのことですが、患者をどうやって集めたのかが不明です。患者として応募し、研究治療をして頂きたいと願っている人は全国にはもっと多くいると思われま

す。以上、下記の事項について国の関係機関に意見書を提出されますよう、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

記1. 脳脊髄液減少症の治療として、一刻も早くブラッドパッチ治療を全面的に保険適用にし、地域の病院で治療を受けられるようにして下さい。

2. 厚生労働省の研究班、山形大学医学部の脳脊髄液減少症の治療研究の募集を広く公表し、希望者は全員治療して下さい。

3. 脳脊髄液減少症と診断された患者の治療について、医療費窓口負担を無料にして下さい。

**議長：** 続きまして、請願第2号について紹介議員の朗読説明をお願いします。

**事務局：** 受理番号2番。受付年月日 平成24年5月30日。件名 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換についての意見書提出を求める請願。趣旨 別紙の通り。請願者 山形市木の実町12番37号 さようなら原発 県民アクション 呼びかけ人代表 高橋義夫。紹介議員 叶内富夫。

**8番：** 件名 脱原発社会に向けたエネルギー政策の展開についての意見書提出を求める請願。趣旨 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求めるため、下記の事項を内容とする意見書を政府並びに関係機関に提出して下さい。

1. エネルギー政策を原子力発電依存から再生可能エネルギーへと転換すること。

2. 原子力発電所は建設中のものも含めた新たな建設や増設は行わないこと。また、既存の原子力発電所については、停止中の炉は再活動させず、運転中の炉は順次廃炉にすること。

3. 放射能の汚染処理に万全を期すると共に、放射能情報を随時国民に公共すること。

理由 昨年3月11日に発生した東日本大震災による、東京電力の福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融事故は、かつてない深刻な放射能汚染を引き起こし、いまだ収束の目途は立っていません。

多くの住民が住み慣れた家、職場を追われ、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、健康被害に怯えながら不安な生活を強いられている現実、人類と核との共存が困難であることを私たちに突きつけています。

こうした中、吉村美栄子山形県知事は、「卒原発」を提唱し、再生可能エネルギーへシフトする新たな山形県のエネルギー戦略を策定しております。

以上のような状況を受け、原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める意見書を政府並びに関係機関に対して提出されますようお願い致します。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により請願致します。

**議長：** 審査の方法についてお諮り致します。

**5番：** 請願第1号については、文教民生常任委員会へ。請願2号については、総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査されるようご提案致します。

**議長：** 只今、5番議員より、請願第1号については文教民生常任委員会に、請願第2号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査して頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、請願第1号については文教民生常任委員会に、請願第2号については

総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

**町長：** みなさん、おはようございます。

今日は、平成24年第2回の舟形町議会定例会を招集しましたところ、何かと、公私共にご多忙の所、全議員のご出席を賜りまして心から厚くお礼申し上げます。

今年の冬は、昨年を上回る豪雪に見舞われました。2月10日には堀内地区において、最大積雪量242cmを記録しました。長沢地区・舟形地区・富長地区の積雪調査地点においても2mを超えるなど、近年に経験したことの無い記録的な豪雪となりました。

町では、1月10日に豪雪対策本部を立ち上げ、雪害の防止対策にあたってきました。水稻育苗用パイプハウスや果樹用雨よけハウスの損壊等の被害が発生していますが、昨年の被害件数と比較しますと格段の減少となっています。農家の皆様の献身的な徐排雪作業が被害を減少させたものと思います。融雪による町道や林道の法面崩壊などの被害も確認しています。巡回パトロールを強化しながら河川や崖地、農地等の警戒に努めていきたいと思ひます。

また、平成18年以来となります、積雪量の増大や凍結状況の実態によりまして、低温災害（凍上災）に該当することになりました。道路舗装面の亀甲状のクラック、或いは舗装面の剥離などによる町道の被災箇所20箇所、被災総延長6.3kmを今申請しています。これから現地での査定が4回に分けて実施されることになっていますので、査定の結果を受けて計画的に町道の整備にあたって参りたいと思ひます。

例年にない大雪の影響で、融雪時期も大幅に遅れ、農作業への影響が心配されています。田植え時期も平年より遅れているようです。寒暖の差も大きく不安定な気候が続いており、苗の生育状況については、特段の注意を払い適切な管理にあたって頂きたいと思ひます。

1月10日に豪雪対策本部を設置し、各課連携して情報の収集や雪害対策に当たってきましたが、融雪期の終息を見計らって、5月23日（水）午前9時に、豪雪対策本部を閉鎖しました。期間中、関係機関からの協力と支援を頂きましたことに心から感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。

大変嬉しいニュースとしまして、平成4年8月に西ノ前遺跡から発掘され、平成10年6月に国重要文化財に指定されています「縄文の女神」の土偶が、4月20日の文化審議会において、国宝に指定するように文部科学大臣に答申を行いました。町では、この朗報を千載一遇のチャンスとして捉え、6月8日からの里帰り展を始め、町の活性化に大いに繋げて参りたいと思ひます。

最上地方の中核的な医療機関であります、県立新庄病院の早期改築に関する要望書の署名活動につきましては、町内会長さんを始め、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りまして大変にありがとうございました。5月25日事務局で集約を行った結果、舟形町では1,266世帯、3,975名の署名を行うことができました。新庄市を含めた最上地区全体では、17,202世帯、51,792名の署名数となりました。6月25日に最上管内の8市町村・8市町村議会議長・各市町村の自治会代表者で、吉村知事を始め関係者に要望書の提出を行うことにしています。一日も早く改築に着工できますよう、これからも最上地方の安心の医療体制の充実に向け、8市町村が連携を強めて取り組んで参りたいと思ひます。

6月2日（土）、午前10時10分頃、新庄警察署から「実栗屋地内で山形市からワラビ採りに入山した2名の内、高齢者の男性が予定の時間になっても戻らない」と、捜索の依頼が警察に入った、との連絡がありました。早速、加藤消防団長と連携を取りながら、県防災ヘリコプター「もがみ」による捜索依頼と、町消防団の招集をお願いしました。日中の仕事や農作業の多忙の中、団長以下79名の消防団員により捜索活動に参加して頂きました。幸いにも、午後1時55分過ぎ、防災ヘリ「もがみ」により、怪我もなく無事に救出されました。暑い中、捜索活動に当たられました新庄警察署、最上広域消防本部、南支署、そして町消防団員の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思ひます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の、主な事等について、行政報告を申し上げます。

一つは、加藤憲彦氏藍綬褒章受章祝賀会についてであります。加藤憲彦氏の藍綬褒章受章を祝う会が、3月18日（日）、消防関係者や行政関係者など約300人が出席して、新庄市内の玉姫殿で開催されました。加藤氏は、昭和53年4月に町消防団に入団して以来、消防団長を務める現在に至るまで、一貫して町民の生命、財産を守る消防活動に率先垂範し、町消防団のリーダーとして長きに亘り貢献されてきました。こ

れまでの功績が高く評価され、受章されたものと思います。今回の受章を契機にして、益々ご活躍されま  
すことを心からご期待申し上げます。

2つ目は、舟形町国際交流会の開催についてであります。3月25日（日）、3年振りに町国際交流会を  
行いました。外国人の方と帰化した方を含めて、9家族子供6人を含めまして21人が参加しました。午前  
中は、新庄市内で親睦ボーリング大会を行い、午後からは若あゆ温泉で近況報告を含めた懇談会を行いま  
した。久しぶりに再開した人々は、楽しい有意義な時間を過ごすことができました。今後も、国際交流事  
業を通じて、同郷の繋がりの方を大切に、安心して暮らせるまちづくりに努めて参りたいと思います。

3つ目が、町出土縄文土偶の国宝指定についてであります。出土して今年で20年。今まで国内外で展示  
され、歴史的、文化的価値の有意性の評価が高かった、西ノ前遺跡の縄文土偶が4月20日、国の文化審議  
会で国宝に指定するよう答申がなされました。平成10年に国の重要文化財に指定されておりましたが、こ  
の度の国宝指定の報せは、本町にとって大変名誉なことであり、町民の誇りと今後のまちづくりの大きな  
起爆剤になるものと受け止めております。

また、5月7日（月）には、吉村県知事が西ノ前遺跡に視察に訪れ、出土して20周年のまちの計画につ  
いて説明したところ「県民の宝でもあり、県としても様々な分野で活用していきたい」との意向を伺い、  
アドバイスなども頂きました。今後、更に多くの方々の知恵やアイデアを終結し、町発展に活かして行  
きたいと考えております。

4つ目は、ふるさと特養誘致活動についてであります。徳洲会の特養誘致整備の条件として、都会から  
の要介護者の入所実績を舟形徳洲苑でつくることと求められています。このため、5月9日（水）～10日  
（木）、東京都庁と足立区、文京区、港区及び世田谷区の4区役所を訪問し、各区役所の要介護者の実態、  
ニーズ等の状況、実績のための実証事業への案内をお願いしてきました。都会での特養への入所待機者は、  
今後益々増える見込みとなっており、期待できる状況でニーズもありますが、舟形町は東京から若干遠い  
との印象を持っているようです。今後も徳洲会の特養誘致に向け、東京都庁の協力を頂きながら、引き続  
き努力して参りたいと考えています。

5つ目が、仙台市立五橋中学校の教育旅行の受入れについてであります。5月17日（木）～18日（金）  
にかけて、仙台市立五橋中学校2年生、224名と教職員12名、合わせて236名が来町し、田植えやそば打ち  
体験などを行い、町内での民泊体験を行いました。当日は生憎の雨模様でしたが、生徒達は一生懸命に活  
動に取り組み、舟形町の文化や人の心の温かさに触れ、充実した2日間を過ごすことができたのではない  
かと思います。学校からは、「大変貴重な体験をさせていただきました。」と、お礼の連絡を頂いておりま  
す。この受入れ家体験事業は、今年で6年目を迎え、9月と11月には町関係者が五橋中学校を訪れ、物産  
のPR販売や、収穫感謝祭に参加するなどして年々交流が深まっています。快くホームステイを引き受け  
て頂きました関係者の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。これからも交流推進を図りながら元気な  
町づくりに努めて参りたいと思います。

以上、5件についてご報告を申し上げます。

さて、本日、本議会にご提案申し上げます案件は、承認3件、報告4件、条例の一部改正等2件、平成  
24年度一般会計・特別会計補正予算2件以上、11件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致  
をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

尚、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載のとおりですので、説明は省略させて  
頂き、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。2番奥山謙三君。

**2番：** それでは、通告書に従い朗読をして質問をさせて頂きたいと思います。

町営バス運行改善方策を問う。町報平成24年3月号に平成22年度の町営バス運行実績が掲載されていま  
したが、運行経費908万円の赤字となり、23年度も同様の事が想定されます。引き続き町民の足としての  
重責を担っていくためには、赤字金額の圧縮が必要です。改善に向けた検討も地域公共交通会議、町づく  
り意見交換会等、更に3月号で町民へ改善に向けた意見も求めています。それらの意見を参考にして町  
としての改善方策を作成しているものと思います。私が考える改善の視点として、①燃料等の維持費の圧  
縮、②利用増を図るための対策、③効率の良い運行対策等の視点が必要です。町で進めようとしている、  
対策をお伺いします。

雇用創出奨励金の創設をということで、別紙参考資料を載せておりますので、そちらをご覧頂いて質問内容をお聞き願いたいと思います。本町農業、商業は町の色々な施策により着実に実績を伸ばしており、この場を借りて感謝申し上げます。これまでの経営は家族労働力によるものでしたが、今後拡大経営を進めるためには、家族以外の労働力が必要になることが想定されます。交付要件例として、本町農業及び商業等の分野における新規参入や規模拡大等による雇用の促進を図るため、新たに農業及び商業等に就業者を雇用した事業主に対し雇用創出奨励金を交付する。また、交付対策従事者を舟形町在住者に限定することにより、活性化にも繋がるものと考えます。新規雇用者1名につき月額1万円以内、雇用開始月から4ヶ月間以内とする。詳細は別紙の通りです。参考にして頂き実現に向けて検討を進めて頂きたい。宜しくお願いします。以上です。

**町長：** 2番奥山謙三議員のご質問にお答え致します。

まず最初に、町営バスの状況であります。町営バスは昭和60年4月1日から運行を始め、平成16年12月末で距離別運賃で運行しておりました。平成12年度からのデータでは、400万円程度の県補助金の交付も受けていたため、年間100万円から300万円程度の赤字で運行しておりましたが、平成17年1月1日から一律200円で運行を始めたことや、或いはバス停をきめきめ細かく設定したことなどから乗車密度が県の補助規定に達しなくなったこと、或いは運賃収入も減少してきたことから、最近では、年間900万円から1,000万円程度の赤字となっております。また、町営バスの22年度の平均乗車人数は、これは1日22.4人、1路線の平均乗車人数は4.1人となっております。特に長沢地区の乗車人数が少なくなっております。

また、温泉バスは、平成6年6月1日から運行を始めまして、県補助金は該当しないものの、町営バスより利用者は多く、100万円程度の赤字で推移しておりましたが、バスの老朽化と路線が町営バス路線と統合できることから、平成20年9月末を持って路線を見直し町営バスに統合しております。

また、平成19年3月末を持って堀内から新庄までの山交バス路線が廃止されたことから、議会からの強い要望もありまして、同年4月1日から一律500円で堀内から県立病院までの乗合タクシー運行を始めております。こちらは150万円程度の赤字となっている状況であります。

ただ、町営バス並びに乗合タクシーについては、県の交付金要綱も若干緩和されたことから、22年度は383千円の交付を受けることができ、町のバス事業としましては、町営バス、或いは乗合タクシーも月山して平成22年度は10,616千円の赤字となっております。

続きまして、奥山議員のご質問の1つ目の燃料等の維持費の圧縮についてのご質問ですが、維持費については、運行距離が長いため、それなりのメンテナンスが必要となります。バイオディーゼル燃料という考え方もありますが、町内では販売されておりません。東北エコリサイクルネットワークで検討させております。精製機器が高価なことや天ぷら油などの回収システムの構築、精製する職員の賃金などを考慮すると経路の価格に対抗できるか厳しい状況もあるとのことでもあります。しかしながら、進める方向で検討中ですので、供給できることとなれば、当然スクールバスや町営バス等などに積極的に活用して参りたいと考えております。

次に、経費削減については、5月27日現在、741,696kmと走行距離も長く、購入から9年目となり修繕費も掛かっております。今回バスの買い換えを行います。今回購入するバスの乗車人数は、同じ29人乗りですが、排気量が5.30から4.0に、長さも6.99mから5.5mへと一回り小さくなります。維持費は下がるものと考えております。

2つ目の利用者増を図るための対策についてのご質問ですが、温泉バスと一緒に運行していた時期で乗車人数が一番多かった年は、平成13年度の3万人弱です。しかし、その後減り続け約2万人まで減っております。この間、利用者増を図るため、町営バス経営委員会から提言等を頂き、横山地区や福寿野地区まで運行範囲を増やしたり、一律200円で乗車できるように改善したところでした。このため、町営バスの年間走行距離も8万km程度とかなりの走行をしている状況にあります。

利用者増を図るには、当然きめ細かく運行するのが望ましいところですが、現在、町営バスは1台で運行しており、希望する時間帯に回れないということがあります。それは、町営バスの運行を電車の時刻に合わせているため、診療所の時刻には若干合っていない状況にもあります。また、若あゆ温泉に行くのに利用する方が最も多い状況ですが、休憩室の場所取りには若干遅い時間帯となっているため、温泉バスを運行していた時のような利用はなくなっております。少子化と保護者の送迎が多くなっていることから、高校生の乗車がほとんどなくなっている。それから、温泉開業から20年が経過し、免許を持っていない高



高齢者から免許を持っている高齢者が多くなり、高齢者のバス利用も無くなってきております。また、福祉タクシーとの競合もあります。利用者増を図るための対策としては、現行のバス1台の運行の中で、運行の視点を変え、電車の時刻から若あゆ温泉や診療所中心のダイヤを組むこと、或いは乗合タクシーは、町営バスと電車を乗り継げば県立病院まで行くことができるため、廃止というようなことも視野に入れるべきではないかと考えております。

デマンドバスという仕組みの運行形態もありますが、平成19年度に色々検討を重ねて参りました。朝8時13分松橋発のバスが一番乗車しており、現在も10人以上の乗車があります。しかし、デマンドバスは、路線バスではなく、戸の口から戸の口までが基本となっているため、9人までしか乗せられない条件があり、松橋発の路線には対応できないこと。また、法律で、このバスは会員制となっており、フリーには乗車させることができないこと。或いは到着時間が分からないこと。完全予約制なので電話受付が必要となり、3人程度の雇用が必要となり経費が掛かること。或いは他地区では、運行スケジュールが分からないために2千万円程度の運行状況が分かるシステムを導入している他町村もあることから、内部で検討した結果、デマンドバスは見送られた経過があります。

3つ目の効率の良い運行対策についてのご質問ですが、昭和60年から色んな意見を伺って運行して参りました。効率の良い運行というのは簡単であって難しい問題であります。経費の面からかんがえれば、1日5人以下の所や路線は廃止するということがありますし、2台で運行できれば、きめ細かに良い運行ができます。また、色んなところに行けば多くの乗客の利用が望めますが、赤字幅は広がります。住民参加によるバス運行をテーマとしたワークショップも考えられますが、1台で運行するため必ず不利益者が出ます。また、バス利用者と利用しない方の温度差も相当あります。皆が納得できる結論が出るのか、意見交換会の状況を踏まえたと厳しい面もあります。従って、町では、平成25年4月からのスクールバスや幼稚園バスの運行計画を12台と考えており、1つの試みとして、このスクールバスに混乗できないか検討して参りたいと考えております。

ただ、これにも問題があります。1つ目として早朝の電車に対応していないこと。2つ目として、土日祝日、春、夏、年末休み、集団風邪などの一斉下校、中体連など、スクールバスが運行しない時の対応が必要となり、急に運行時刻を変えることとなった場合の連絡体制の構築も必要となること。3つ目として、昼の時間帯の対応が必要であることから、現行の町営バス運行も必要となること。4つ目として、子供達が立って乗車することも想定されるので、保護者の理解が必要となることなどがあります。ただ、交付税措置を考えますとスクールバスを中心にする運行のため、運賃を取れず利用者には無料で乗車できるメリットがあります。色々な課題がありますが、交通弱者である高齢者の方々のニーズを叶え、安心して暮らせるまちづくりをするために、議員の提案にもありましたがアンケート調査やワークショップも含めて検討して参りたいと考えております。

次に、雇用創出奨励金の創設についてお答えします。最上町の雇用創出奨励金として交付している内容を農業分野について聞き取りしてみますと、最上町の奨励品種であるアスパラの収穫及び出荷作業の部分的なイメージで、一日の労働時間は3時間程度で、20日/月、水稻や園芸作物の作付時期や収穫時期（約4ヶ月）等を想定しているようであります。この事業を利用しての実績は、平成22年度で2件、6名、240千円、平成23年度で8件、19名、760千円の奨励金の交付となっているようです。舟形町にも認定農業者の方や農業任意組織の方々からも労働力の確保についてのご相談をこれまで数件あったことも事実であります。しかしながら、一番労働力として期待が持てる青年層は現役会社員等であり、雇用する側で希望する労働力には必ずしも合致していないのが現状のようです。確かに雇用する側と雇用される側にとっては、労働力や職の確保に大きな意味を持ち、農業経営に必要な不可欠なものと思われれます。農業基盤強化法に基づいた町認定農業者の認定審査基準では、労働時間は2,000時間（250日）以内、所得目標で400万円（概ね8割、320万円）の目標設定があります。農地の有効活用面では、高齢化や後継者不足による農地集落や作業受託なども認定農業者（76名）に集積される状況にあり、このような受け手に対しては国庫補助金の農地集積事業の補助金交付や町単独予算での補助金交付を行い、農家所得への支援を行ってきているところです。また、各地域の人と農地の問題解決に向けた施策、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成による新規事業が今年度から実施されます。内容は青年就農者の定着支援、農地の利用集積を促進、スーパーL資金の金利負担軽減、そして雇用就農の促進などがあります。町では5月24日に、第1回舟形町人・農地プラン検討会を開催し、早期本格的実現に向け、取り組みを行っているところであ

ります。ご質問頂いた内容については、先程申し上げた新規事業の推進も含め、町・JA及び県農業技術者普及課で組織する町営農改善協議会や関係機関と連携し、労働力を必要とする農業者や事業所の意見を集約して、合意形成のとれた町独自の支援方法やニーズにあったシステム作りを今後検討したいと考えています。

**2番：** 有難うございました。最初に町営バスの事についてですけれども、正直答弁書の内容については、全然具体性が無いということで失望しているところでもあります。尚、私の質問については、あくまで存続という事を前提として行っているということでご理解をお願いしたいと思います。

では、最初に質問でありますけれども、町営バスを運行する理由と言いますか、目的、そこからお聞きしたいと思います。

**町長：** 何と言っても、今、少子高齢化の時代でありますので、町民の交通の足を確保するという意味が一番の大きな目的であろうと思っております。

**2番：** そうしますと、交通弱者に対する足としての町営バスという理解で良いということですよ。

では、この町営バスについては、山交バスの赤字路線を引継いだ訳でありますので、当然町ですれば黒字ということは絶対有りえない訳であります。赤字は当然最初から考えられたことであります。そういった中で、町ではどの程度までの赤字であれば良いのかと。要するにこの赤字幅をどの辺まで圧縮したいのか、現状のままで良いのかということをお聞きしたいと思います。

**町長：** 今、現実には1,100万円と先程答弁しましたがけれども、国の特別交付税という制度があります。これは、ルール分というような形で、その赤字幅の約80%、これは特別交付税で措置されるというふうな条件にもなっておりますけれども、当然ながら山交バスが赤字で舟形町に移管になってきた訳でありますので、その度合いというものの、勿論黒字であれば一番良いのですが、できないとなれば、赤字というものは少なくなればなる程良いのではないかと思います。ただ、今奥山議員からも色々ご提言があったようでありますけれども、先程も言ったように、人は減る、或いは少子高齢化になってくるとい時代の中で、先程の答弁にもありましたけれども、高齢者と言えども、この車に乗る高齢者が多くなってくるとい実態もあると思うのです。従って、昔は免許を持っていない高齢者がバスに乗車するという事も多々あったのですが、今の時代は、高齢者とは65歳以上が高齢者となりますけれども、免許を持っている方も居ること。当然、人口が減ってくれば、バスに、或いは汽車に乗る度数が少なくなってくる訳です。この辺で、少し行政のみならず、所謂この町報の3月にも出ていましたけれども、まちづくり意見交換会でも、日中はバスが空いているのではないかというご意見もあります。何とか利活用できないものかということで、今3月に初めて町民の皆さんに意見交換会の内容をお知らせしておりますけれども、そういうふうなものの意見を貰いながら、行政は行政でこうすればいいんですよというような考えではなくて、一つのワークショップなりということで町民から良い意見を頂きたいと思っております。

**2番：** そうしますと、収支的な面ではなくて利用を増やす為のということで今後は考えて行きたいというような考えであります。では次に3月町報で募集した訳でありますけれども、では、改善策等について何件程の提案があったのかお聞きしたいと思います。

**町長：** 何件については、中山課長の方から答弁させますけれども、ちょっと色々なバックデータを集めますと、松橋から先程答弁でも言いましたが、一番の汽車に乗るためということで、松橋から6時に来る訳ですけれども、ほとんど乗車が無いという事実があります。勿論、長沢方面からもいませんし、8時頃になりますとようやく乗車が増えてくるといことで。一例をあげれば、今バスは1台ですけれども、その辺の考え方を答弁でも言いましたけれども、温泉用の利用をすれば良いのか、或いは診療所も大分来ているようでありますので、診療時間帯に合わせながら、或いは温泉の利用に合わせながらということも一考にしながらも、通勤用のバスというか、足の確保をどうすればということももう一つの視点として考えても良いのではないかと思います。

**まちづくり課長：** 改善策の広報に対する意見であります。この件につきましては、道路交通法の改正に伴いまして、町民からの意見を頂くようにということで広報掲載がバス運行については求められています。そういった事で、今回載せまして、その広報以降の件数につきましては、奥山議員さんの提案があった1件以外は来ておりません。それから、まちづくり意見交換会を昨年行いましたけれども、この中には、2件程ありまして、これにつきましては、長沢地区の方はもっと充実して欲しいというようなこと、沖の原地区については、駅の方に発着して欲しいというような要望がございますけれども、その程度の提

案しか町には来ておりません。

**2番：** 次に、地域公共交通会議というような会議があるようですけれども、そのメンバーと開催頻度、検討内容についてお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長：** これにつきましては、道路交通法改正に伴いまして、町の方で運行する場合は、地域公共交通会議を経て、国土交通省の方に色んな申請をすることに変更されました。これで、町の方では、今までバスの経営委員会というものをもっていった訳ですが、それを廃止しまして、地域公共交通会議の方へ移行しております。これにつきましては、道路交通法にメンバーのアウトラインが示されております。人数は18名おりまして、人数の構成メンバーにつきましては、バス事業者として星川タクシーさん、それから県のバス協会、山交バスの営業所、県のハイヤー協会、それから町内会長連絡協議会各地区の代表ということで会長、副会長、副会長さんが3名おりますので、町の代表としては4名というふうになります。それから、山形陸運支局、それから全国自動車労働組合等の方々、警察署、県そういった方々を構成メンバーになるような仕組みで運営するようという指示がありますので、そういった方々で組織されております。会議の頻度につきましては、基本的には国土交通省の方に申請、バスの運行許可は3年で更新になりますので、その更新する前に公共交通会議を経なければならぬ事になっておりますので、その必要な時に開催しております。昨年、町のバスの登録申請がございましたので、昨年は開いております。後は、バスの運行路線の変更、料金改定そういった事が必要な時は開催することになっておりまして、基本的には運輸支局の方に申請する場合に開催しているということになります。

**2番：** そうしますと、この町営バスの改善と言いますか、利用増とか様々面で舟形町の町営バスについての改善策を検討する場というのは、会議体としては無いということの良いのですか。

**町長：** 今の現行では無いようです。ただ、3月の町報でも言いましたけれども、まず町民からの知恵とか、そういったものを多く求めてやっていかないと前に進んで行かないのかなと。ちょっとだけ良いケースがあるのでご紹介します。陸運支局から許可を取らなければならないのですが、その中で、こういう例が実はあります。先程も、温泉なり、診療所の方を優先というようなことを言いましたけれども、ある町では住民達でNPOを創りバスを自主運行すると。行政と住民が知恵とお金を出し合って自主的な運行をします。これを道路運送法で認められたという例があります。これは、住民の要望に合わせて、病院やスーパーを通るルートを最優先にするというようなコース。それと、もう一つの例が、これもNPOによる乗合バスであります。これも、やはり何れもお年寄りを中心として運行しているということで、今は少子高齢化、高齢化の方が多いためです。そういう利便性を図りながら、この2つの町では道路運送法の許可を得てやっているというようなことからしますと、先程も答弁で言いましたけれども、スクールバスの混乗というものも、今、大蔵村と金山町でやっています。それを散策しながら、何とか打開策を見出せないかなと思っておりますので、町民の皆様の意見というようなものを参照としながら、或いは今奥山謙三議員が言ったこの提言を踏まえながら、考えて検討してみたいと思います。

**2番：** すぐに利用増対策として私が考えたことでもありますけれども、町営バスの利用日を設定しまして、特に役場職員からは、「ノーマイカーデー」というような形で、その日は優先して町営バスで出勤、退社するというような、半ば強制的な形での利用というものも考えていかないと、中々この町営バスに対する意識というものが町民に浸透していかないのではないかと考えます。そういった中で、是非町営バス利用日というようなもの設定ができないものかお伺いします。

**町長：** 今職員の例をとってのご質問のようですけれども、まず、職員の方にもそういうような意味でお話してみたいと思います。

**2番：** 是非、実現に向けて宜しくお願ひしたいと思います。

次に、効率の良い運行対策でありますけれども、もう少し現実に運行して頂いている星川タクシーさんと、もう少し意見交換的なものをして頂きたいと感じております。それは、私、この間ですけれども、全部町営バスに乗ってみました。そういった中で、早朝の電車に乗る学生がほとんどいないというのが現実なのです。ほとんど親が送って行くものだから、朝はほとんど乗る人がいないと。むしろ、先程町長も言いましたが、診療所とか若あゆ温泉の開始時間にあっていないものだから、逆に診療所を利用したい人、若あゆ温泉を利用したい人が減っているというようなことなのです。答弁の中にもありましたけれども、もう少し視点を変えた運行時間というようなものも考えていかないと、利用増というものは図られないのではないかと感じます。もう少し、現場と言いますか、星川タクシーさんとの意見交換、又は職員が朝か

ら交代でも良いですから、町営バスに乗ってみての、この乗車等の状況というようなものについて把握をお願いしたいということで、この町と星川タクシーとの意見交換というものの頻度はどうなっているのかお伺いします。

**町長：** 今、奥山議員が言った通りに、答弁書にも書いていますが、町営バスが走行してからだいぶなりますので、今言った通りに、人口減少社会、少子高齢化というような時代になってきているので、そういうふうな視点から、先程も言いましたが、朝の通学時間帯はほとんど乗っていないというような現実もありますので、視点を変えた乗車の増員の施策を考えてみます。星川さんと町との話し合いについては、中山課長から答弁させます。

**まちづくり課長：** 特に星川タクシーさんとは、会議の設定をして会議をするというようなことは持っておりません。けれども、色んなバスが最近故障しておりまして、タクシーの社長さんが見えられる機会がありますので、そういった時には色んな話をしておりますけれども、一番のタクシーさんの方につきましては、運営的な考え方をすれば、少しこちら辺については運行しなくても良いのではないかとということを持っておられるところもあるかもしれませんが、町としましては、高齢者がある程度乗っておりますので、そういったことをお伺いしてそこの所を廃止する、とかいうことは、中々難しいのではないかと考えております。それから、町の方では、福寿野の方に行く路線と行かない路線、そういったものがありますが、それによって国の方の県の補助金が路線毎になっておりますので、本来であれば全て1本の路線にすれば、もう少し補助金が貰える訳であります。それからバス亭を多くしているというようなことと、それから、料金を200円にしている為に、県の補助金が貰えないというような事になります。そういったことで、貰えるような方向にするのが良いのか、200円で運営する方向が良いのかと考えた場合では、200円で運営した方が町民の方々の為にはなるという判断で今やっていると。それから、どうしても車を持っていない方もおられるので、そういった方々の利便性の為にも、町の方としましてはなるべく運行したいということで、今まで運行しておりました。今後、町長が言いましたように、住民の方々と話をして、例えば5人以下の利用であれば、その路線については見直すとかそういったことについても話し合いをして行きたいと思っております。

**2番：** 是非、路線の見直しについては行って頂きたいと思っております。

次に、デマンド交通でありますけれども、確かにNTTのシステムを使いますと非常に高いシステムになってしまうということでもありますけれども、高島町の方に私研修に行ってきましたが、非常に安価な形での導入ということ。又、タクシー3台を1名のパートで受け付けを行っているということを行っておりますので、従来行っているデマンド交通からはかなり経費が圧縮できるような内容に変わって来ておりますので、再度検討をお願いしたいと思います。

次に、町営バスにつきましては、やはり利用増に向けた対策ということで、アンケートなり、ワークショップなりを行って頂きたいと思っております。

時間もありませんので、次に雇用創出奨励金の創設については、町長が目指す農家所得500万円というふうなことを達成するためには、やはり家族労働ではもう限界があると考えます。そういった中で、やはり規模拡大ということが自ずと必要になってくると思っておりますし、更に、その裏付けとして経営感覚の、持ち合わせた農業ということを考えて行けば自ずと雇用というものも非常に経営感覚に必要ななってくると思っております。そういったことを考えて行きますと、この創設については是非町長の方から導入に向けた検討というものをお願いしたいと考えますが、町長の考えはどうでしょうか。

**町長：** 農業に限らず、町の事業というものを執行するという大きな狙いは、私は人材育成と雇用の創出であろうと思っております。これは教育委員会の分野でもしかり、どういう分野でもこの人材育成と雇用の創出、これを私の狙いとしてこれからも進めて行きたいと思っております。

**議長：** 以上を以って、2番奥山謙三君の一般質問を集結致します。続きまして、3番斎藤好彦君。

**3番：** 私の方からは、国宝「縄文の女神」による町活性化をと題しましてご質問させていただきます。

この度、「西ノ前土偶」が国宝指定に向けて答申され、誠にありがとうございます。昨年の12月低例会で、「観光資源の整備による町活性化を。」と題してご質問させて頂きましたが、今般の国宝指定の答申に伴い、観光産業の振興に積極的に取り組むべきであると考え、再度ご質問させていただきます。

今年度は、土偶出土20周年ということで、昨年度から様々な企画をして事業展開を図るべく準備を致しておりますが、国宝指定に向け、尚一層のPRを展開し全国に発信すべきであると考えます。

現在、町では、「縄文の女神PR大作戦」と題して、町民の皆様から様々なアイデアを募集し、町産業振興本部会議で検討する取り組みを致しておりますが、募集状況や具体的な取り組みは、どの程度進展しているのでしょうか。又、今月の里帰り展や8月の縄文火祭等の各種イベントにつきましても、今年度限りの事業であると思われます。これを機会に一過性ではなく、若あゆまつりに次ぐ、舟形町恒例のイベントにして行くような企画が必要であると考えます。若者のサークルや地元町内会にだけに任せるのではなく行政主導によるイベントにすることにより、舟形町の観光産業の振興、そして交流人口の増加に繋がって行くものと確信致しております。

先日、西ノ前遺跡の発掘現場に行ってきましたが、「ここが国宝の出た場所か。」と言わせるような所でもとても残念に思っていました。「女神の丘」の整備や「モニュメント」の設置も必要でございますが、私は発掘場所の整備に力を入れるべきであると思います。確かに、皆さんが土偶に興味を持つかと言うと疑問を感じるころはありますが、このことは、やらなくてはならない事業であると考えます。先日、県知事も視察にお出でになったとお聞き致しました。県とも連携しながら「国の宝」を全国にPRして行く必要があると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

昨年、町観光協会の先進地研修で仙台市の「縄文の森広場」に行く機会がありました。縄文時代の集落跡を保存・活用するために作られた施設であり、野外の広場には3軒の土屋根を葺いた竪穴住居を復元し、縄文時代の村の様子を再現して、縄文時代の生活を楽しく体験したり、様々な体験活動メニューを準備した大変に立派な施設でした。

また、先日は天童市の「西沼田遺跡」を見学して参りました。古墳時代の集落を再現し、公園として整備をしておりました。そのほかに、様々な体験ができ小中学校の教材にも活用している施設でした。町としても、町民のアイデア募集の他、直に他の施設を偵察するなどして「舟形町の国宝」をPRし観光産業の振興に努めて行く必要があると考えます。国宝という観光資源を活用した取り組みについて町長のお考えをお伺い致します。

**町長：** 3番斎藤好彦議員のご質問にお答え致します。

まず、「縄文の女神PR大作戦による町民の皆さんからのアイデア募集状況や具体的な取り組みは」とのご質問ですが、町では、4月20日の国宝答申後、最初の広報配布日に合わせて、全戸配布のチラシでアイデア募集を行って参りました。期限は、5月11日までで、産業振興や特産品の開発などの開発を目的に行っております。この町民の方々からのご提案は、産業推進本部会議で検討することと、採用されたアイデアの企画には参加して頂くことを条件としております。内容がダブっているものもありますが、総数で76点の応募がありました。これに産業振興本部会の委員であるの方々からも企画を頂き、5月21日の産業推進本部会議に報告、提案をし、委員の方々から色々ご意見を頂きました。主な意見としては、町内の方々がお菓子の加工品を作りたい人のためにまんさくの加工施設などを提供して頂くシステムを検討されてはどうかとか、田んぼアートの指導者が米沢にいたので勉強に行くようになど、それなりの沢山のご意見も頂いたところです。

今後、町では、ご提案頂いたものを、行政がすべきことと民間でやって頂くことに区分しながらも、民間の方々への支援方法として、自主性、自立性、継続性等を考慮して具現化に向けた支援策をとりまとめて行きたいと考えております。

また、西堀町内会では、里帰り展までに地域に花の植栽をすることや新たに「縄文すずの会」を作り、期間中の湯茶接待をすることとしておりますし、縄文火祭への参加、女神の丘に蛍の棲む環境づくりを西堀町内会ではしようと計画されており、地域の方々からも頑張っていることに御礼を申し上げたいと思います。

次に、6月8日の里帰り展等についてであります。里帰り展は、実現できるかはわかりませんが、私は可能な限り毎年できるように働きかけはしたいと思っております。また、8月の縄文火祭のイベントは、毎年やって頂けるということでお話を伺っております。

町としては、若者達が自ら発起して「まちづくり」を自分達の手でやろうとしております。そこには、西堀町内会を中心として賛同する老若男女の和が広がっており、コミュニティが生まれてきております。私が目指すまちづくりが、そういう面では大変有り難いと思っております。そういう意味で、若者達を中心としたまちづくりを見守って行きたいというような視点もございます。

また、今後、施策の展開に係る委員会やワーキンググループ、縄文時代に夢を馳せる夢物語研究会的な

ものを創設しながら検討して参りたいと考えております。

次に、西ノ前遺跡の発掘現場についてですが、基本的に、遺跡地へ訪れる見学者への配慮や後年に残すための学術的な景観を整備して行きたいと思っております。今議会では、遺跡地の用地を町で買収する予算措置を上程させて頂いております。遺跡地の整備については、建造物や土を掘り起こすような工事は、許可がないとできないこととなっており、基本的には小さな緑地公園的な景観を想定しながら、町の青年団体がイベント広場として活用している「女神の丘」等とも非常に上手く連携しながら、町観光資源としての広がりをもてるような、更に4500年前の王朝を偲んでいただけるような整備にして行きたいと思っております。

そのためにも、3番議員がおっしゃるように、国宝の遺跡地等の視察について、5月10日に国宝を有する青森県内の「三内丸山遺跡」、「田舎館村埋蔵文化財センター」または、合掌土偶で国宝となった「風張遺跡」の整備状況を職員に視察させております。その結果報告では、やはり国宝指定に伴い、学術的な整備はもとより、観光開発へと波及させる整備の仕方が伺えるようであります。しかしながら、遺跡地の保管状況については、遺跡地を建物で囲って保存展示しているところ、または看板だけ設置しているところ様々であります。5月7日に現地に吉村知事が見え、出土して20周年ということで遺跡地の整備計画をご説明申し上げましたところ、色々とお助言を頂き、又、県でも様々な分野で活用して行きたいとの話もあり、町の当初計画を見直し、改めて計画作りに着手しているところです。

次に、「国宝という観光資源を活用した取り組み」については、山形県と連携して町民の皆さんが「縄文の女神」の名称を農産物、食品、飲料水、衣料、お土産品等11区分に使用できるように商標登録を4月20日に申請しております。また、産業推進本部で検討頂いた「女神ちゃん」の図形をイメージキャラクターとして、12区分に使用できるように商標登録をする手数料やお菓子、料理、弁当などの特産品を開発、切手シート、案内看板作成する委託料などを今回の会議に上程しております。

地域づくり「グループTmプロジェクトf」が整備している「縄文の丘」や教育委員会で整備しようとしている「縄文の女神出土跡地」の見学に訪れた方々を案内するために、観光ボランティアのこぶしの里案内人との連携を図る住民参加型観光、農業体験や自然散策、わらび取り体験、そば打ち体験、木工クラフトなどの体験型観光、若あゆ温泉、羽州街道、猿羽根山地蔵尊など名所・旧跡を巡る資源活用型観光を組み合わせてのメニュー化を図り、JRとタイアップした駅長小さな旅など、旅行会社へプランを提案して商品化に向け検討しております。

**3番：** 有難うございました。今の答弁の中で、今回のPR大作戦で提案が76点もあったということで、町民の方々の関心の高さに驚いているところであります。今後は、この提案の実現に向けまして、尚且つ早急な取り組みが肝要であると考えますが、今後の具体的なスケジュールについてお伺いしたいと思います。

**町長：** この76点につきましても、例えば、イメージの分類というか、或いは飲食、観光、それからお土産、その他の分類とされているようで、一番多かったのはお土産のようでした。76点では、これは34点程あります。それから、看板をすとか、PRするとか、或いは土偶のイベントをして欲しいというようなイメージ作りが24点あるようです。更に、この縄文の遺跡を、今3番議員が言ったように、縄文の跡地というような整備をして欲しいというような意見もだいぶあったようです。先程答弁の時に言いましたが、今すぐできるものについて、例えば、お土産品、看板、或いは昨日も舟形郵便局長さんが来ましたが、8月1日付けで切手のシート、これは天童から以北、70の郵便局でしたか、この切手を発売するというので、昨日お見えになりまして、そういう話もありましたので、当面6月では、この76点というふうなものの中から、直ぐできるもの、看板の設置もありますし、猿羽根山とか若あゆ温泉に看板の設置もあります。そして、何と言っても3番議員のおっしゃる遺跡の跡地のイメージ作り、これをどうするかということで、これは私も今あそこの現況を見てみまして、エリアが狭い訳です。エリアが狭いと、どうしても人間の頭では狭くなってしまふということで、思い切ってあそこの遺跡の範囲、斎藤議員も思っている通り、遺跡の範囲がある訳なんです。遺跡の範囲の半分は新庄・尾花沢道路なんです。半分は、1千㎡だとすれば、500㎡以上は全部新庄・尾花沢道路。残りの部分が、今ご提案しているような残地がある訳です。これは、田んぼもありますし、後もう少し約半分位は掘ればまた出てくる可能性のある残地もある訳です。これを町で新たに取得しながら、知事さんが言う女神らしい環境整備というふうなものにどうしようかという意見を踏まえながら、先程答弁した通りの跡地の整備にして参りたいと思っております。

**3番：** 後ろの方が質問とそれしてしまったような答弁になっているようですが、折角76名の方々からのご提案でございますので、十分に検討されまして精度されまして、厚いうちに精度しておかないと忘れてしまってからでは何もならない訳ですから、早急な対応をお願いしたいと思っております。

質問を変えたいと思います。今、町長が跡地のことになりましたので、跡地のことについて質問させていただきます。今、答弁の中にも町長ありましたけれども、基本的には学術的な景観を整備して行きたいというような答弁でしたが、はっきり申しまして、今後発掘調査は行わないのですか。

**町長：** 今現在は、発掘調査ということは考えておりません。

**3番：** それは何故ですか。

**町長：** これは、県とも色々協議しながらやっていかなければならないというような視点です。

**3番：** 県ともやりながらということは、それがまともれば今後やって行きたいという町長のお考えなのですか。

**町長：** 当然そうなるでしょう。

**3番：** 私も発掘現場、先程申し上げましたけれども、あそこを何とか一番の華頂と言いますか、重要な所でありますので、あの場所を何とか整備をして行かなくてはならないと感じております。私自身の考えでは、またあそこを発掘しまして、発掘をしている作業の状態、具体的に言えば穴を掘っているような状態での管理と言いますか、保管ができないかと考えておりますが、その辺り町長はどうお考えでしょうか。

**町長：** 県の考え方もあるのですが、私のイメージは、発掘するにしても、この縄文の女神が国宝になったということが一番の、私が考えているのは舟形町にお金をおろすと。こういう発想で行きたいものだと思います。お土産品にしる、イメージにしる、この舟形町にお金をおとすという大きな目標を掲げています。ですから、この遺跡の発掘というようなものも、町民の皆さんからもいいだろうし、或いは全国から募集をして遺跡の発掘調査にあたってもらっても良いのではないかと。1週間から10日間位若あゆ温泉に泊まって、そこにお金を出してもらおうという発想も良いのではないかと考えております。

**3番：** 今、お金のことを町長は言っておりますが、最終的には産業振興でございますので、この舟形町が経済的に潤うような形の取り組みが一番必要だと思いますけれども、今、今しなくてはいけないと私が思っているのは、あそこの現場ですね、緑地化した公園ではなくて、もっと、もっとこれから発掘をして、発掘をした状態を皆さんに見て頂くような観光資源の開発を行ったらどうかと思っているところでございます。確かに、発掘をするには許可とか、お金も掛かる訳でございますが、聞くところに依りますと、埋蔵文化センターですか、そこをお願いをして発掘をする必要があるということでございますが、その埋蔵文化センターでなくとも、例えば大学の研究室などをお願いをして、学校の子供達が発掘できるような、そういう夢のある企画をしてはどうかと考えてございます。又、先日の町の方での説明会でも、エリアの手前の方ですか、住宅の跡地の発掘をすれば、出てくる可能性もあるというご説明もありましたので、是非発掘に向けて検討をして頂きたいと思いますが、再度町長にお願いします。

**町長：** 今、あそこのエリアの中で、発掘すれば可能性があるというふうなことは県からお聞きしておりますので、その辺は協議会サイドでこれからルール作りをお願いする訳ですけれども、先程から繰り返すようすけれども、発掘調査をするにしても、子供達の教育というふうな面もあるだろうし、それから、言った通りにまず舟形町にお金をおとすということを一番の目標にしながらして行きたいものだと思います。

**3番：** 町長、さっきからお金、お金と申していますが、私が申し上げたように最終的にはお金だと思うのですが、お客様を呼ぶには、あそこの現場をもう少し整備する必要があるのではないかと考えているので、その辺りご理解頂きたいと思えます。

考古学に詳しい方々に、そっちこち聞いてみますと、まだあの場所については国宝級の遺跡が眠っている可能性があるという話でございますので、是非、今後共発掘をしまして、その発掘をしながらエリアを管理維持していくという考えで行って頂きたいと考えておりますので、その辺り宜しくをお願いしたいと思います。

質問を変えたいと思います。先程、答弁の中で職員の方が青森県内の遺跡の視察をしたということでございますが、職員に任せるのではなくて町長自ら、忙しいとは思いますが出向いて様々見て頂いて、町の活性化の為に何とか、何と言いますか国宝を活用した町の活性化の為に施策を検討して頂きたいと思うのですが、町長今後共自分で動いて見て周るような考えはございませんか。



**町長：** その考えはもうどう持っています。

**3番：** であれば、先程ありましたように、知事がわざわざ来て見て、様々アドバイスを下さったということもございますので、町長自ら様々な施設を見学されまして、町の活性化の為に様々な施策を検討して頂ければと考えております。もう少し町長の考えを前に出して、奥山カラーと言いますか、そういうものをどんどん出して頂いて町の活性化に努めて頂きたいと思っておりますので、その辺りもう一言お願いします。

**町長：** 国宝となれば、重要文化財から国の宝になる訳ですので、国の宝というものを礎にして、当然まちづくり6次基本構想もそうでありますけれども、特に産業振興なり、産業振興なり、商品開発なり、或いは歴史文化の形成というふうなものに持っていけないと。ですから、4月20日の日に答申を受けまして、教育長の方にもっと大きな視点から考えて下さいと、小さな考えではなくて、もっと大きな視点から三内丸山遺跡と風張遺跡ですか、あそこに行ってくれと、当然ながら私も長野県の茅野市のこれも国宝であります。3つある内の一つですけれども、そこの出身の方が先程説明しましたけれども、部長さんが長野県の茅野市の方でありまして、「町長さん、長野県に行った方が良いですよ。」というアドバイスを頂き、そこはかなり広大な環境の中で遺跡が発掘されたような環境に今整備されているとのことですので、その辺りも当然見ながらも、舟形町で山形県の国宝というようなものは、米沢に2件、それから鶴岡市に3件、新庄・最上地方にこの1件だけな訳です。これを新庄・最上地方の宝として全国に発信して行きたいものだ。そういう新庄・最上地方の観光での相乗効果、或いは産業振興の相乗効果を図って行かないと目標に到達して行かないのではないかと今感じている訳です。

**3番：** 町長も長野県の方に出向いて、様々視察をしているということですので、今後共宜しくお願ひしたいと思ひます。

今、イベントの話が出ましたので、国宝というものを活用したイベントの開催でございますが、先程の答弁の内容にもございましたが、先日の町長のテレビの放映の中でも、町長が強く言っておったようでございましたが、里帰り展を毎年開催して行きたいというような話でございますが、毎年するのも結構でございますが、別の見方からすれば何年かに1度した方が誘客と言いますか、インパクトがあるのではないかと思います。その毎年と言う町長の考えはどのようなことでしょうか。

**町長：** 私は可能であればと申し上げておりますので、毎年開催する事によって全国からこの舟形町に呼ぶというようなことも一考ではないかという考えであります。

**3番：** ではその辺り十分に検討されまして、毎年が良いのか、2年に1回が良いのかその辺りも十分に検討して頂きたいと思ひます。

併せまして、縄文の火祭でございますが、答弁の中で、若者サークルの方では毎年やって頂けると伺っておりますというような町長の答弁であります。伺っております。ではなくて、町が一緒になって、行政と一緒に若者達だけに任せるのではなくて取り組む必要があると思うのですが、その辺り町長どうでしょうか。

**町長：** この縄文の火祭というのは、若い方々がまちづくりをやってみたいというのが最初の起点です。出発です。ですから、若い方々がそういう縄文の女神というものを拠点にしてまちづくりをやってみたいという考え方を尊重したいと。当然、町も私の方で支援していくという事には変わりはありません。ですから、若い方々が主体となって、それを町が支援していくというまちづくり、これは非常に良いプロセスではないかと。当然、西堀町内会もそういうふうな意味で、西堀町内会の地域づくりというものから発展して来ているようでもありますので、それを推進させながら、舟形町の方では後方で支援していくと思っております。

**3番：** 若者のサークルは頑張っていて貰っておりますので、それを取り上げて町でやれとは言っていないんですよ。町も若者達と一緒に、例えば、町役場の若い職員でグループでも作って頂いて一緒に活動してはどうかというご提案です。又、西堀町内会の皆さんも毎日のようにあそこを整備なさってございます。毎日あそこを通る度にきれいになっておりまして、大変感謝しているところでございます。先日も町内会は朝仕事で花植えをして下さったようでございますので、地元の人達と一緒に舟形町町民と一緒に、あの縄文の女神を全国にアピールしていければと考えておりますので、その辺りも宜しくお願ひをしたいと思います。今、縄文の火祭の話になりましたけれども、昨年10月のイベントで野焼きをしておりました。今年の8月の火祭でも野焼きをする予定だと聞いております。是非、その野焼き



の土というか、粘土ですね。それを縄文の女神が出土した現場の土を使ってできないものかなど。その現場の土を使って縄文時代の様々な想いと言いますか、その辺りを話しながら、子供達にその当時の事を教えながら、縄文の人達と同じ土を使いながら、創作と言いますか、その辺りを検討してみてはどうかと思いますでしょうか。

**町長：** 良いお話だろうと思いますので、町の職員の若い方々もこのTMプロジェクトに入っている方もおります。これはTMさんに任せるといふようなものはそれはそれにしても、全体的に若い方々、或いは役場職員も当然このイメージ作りと言うか、これからの町の発展というものをどうすれば良いかということも当然町職員も考えていかなければいけないだろうし、今の粘土作りというものは、野焼きが一番のメインになるだろうと思います。そういうふうなものが可能であれば、皆さんとお話をしながらそういう方向に持っていけるとすれば、それはそれで大変結構な事だと思います。

**3番：** 町長の前向きなお考えでございますので、宜しくお話をしたいと思っております。

先日、温泉の所にある薫風窯の代表の方とも話をしてきましたら、是非やってみようということでもございましたので、是非地元にあのような立派な陶芸家もいらっしゃる訳でございますので、ご指導を受けながら、発掘現場の粘土を使った野焼きと言いますか、その辺りの企画も検討して頂ければと。その辺りのサークルの方への苦言と言いますかその辺りもお願いしたいと思っております。

話が変わりますがけれども、薫風窯の代表の方は若い方でございますが、ご案内の通り、縄文の女神による町興しに大変積極的に活動して下さっております。このような方々を大切に、行政と連携しながら取り組む必要があると思っておりますが、サークルとは別に様々な別な団体との交流ということも町長は何か考えがあればお伺いしたいと思っております。

**町長：** 薫風窯の今さんという方は、なかなか知恵があるというか、そういう工夫が非常にある方でありまして。それから、TMプロジェクトの叶内昌樹さん、この方もなかなか前進力のある方だと。先程も2番議員にも申し上げましたけれども、要は人材育成だろうと思っております。この物を売るにしても、或いはお土産を作るにしても、特産品を開発するにしても。この国宝になったという関係で、人材育成というものをどうするのかということだろうと。ただ、この今さんの技術というふうなものも勿論支援して参りますし、それに続く方々というものも人材育成として大切な要素だろうと思っておりますので、その辺も充分参酌しながら取り組んで参りたいと思っております。

**3番：** 若者と、又、町興しに頑張っている団体の方々と良く連携をしながらお願いしたいと思っております。

先程の答弁の中で、今後の町の観光産業の振興ということで、住民参加型、体験型、又資源活用型ということで、この3つを組み合わせた観光の発展と言いますか、支援が必要だという答弁でありましたが、この内容につきましては、昨年12月の私の質問でも同じような答弁を伺っております。あれから、だいぶ時間も経っておりますが、同じような答弁で大変残念に思っているところでありまして、あれから全然内容が進展していないというように感じてございますけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

**町長：** 進展していないというご質問ですが、決して私はそうでないと。あくまでもこの目標というようなものを掲げながら、今3つの観光の体系というようなことを12月に答弁しましたので、その時は、そういう点と点を結ぶことをどうするかということ。それがすぐできる場合と、或いはもう少し時間をかけるということがありますので、この舟形町の場合、観光産業をする場合に一番の欠点、欠点は個人の力、或いは企業の力が非常に薄いという事です。ですから、点と点を結ぶと言っても、行政で全てこの点を結ぶということではなくて、個人の力とか、或いは企業の力とかそういうものがないと、私は前進はなかなか難しいのかなど。この国宝という指定になりましたので、それを機会にして、くどいようですが、人材育成と言いましたけれども、そういう個人の人材育成なり、或いは企業の育成というものが無いとなかなか難しいのかなど。そういうふうな面で、今この観光産業というふうな面で、今叩いています。と同時に、先程も言ったようにこれは新庄・最上の宝ですから、この相乗効果というものをどうするかという事です。舟形町のエリアだけではなくて、最上地方8市町村が、例えば、国宝を見に行きたいと言うことになれば、赤倉温泉とか、肘折に泊るとか。そういう新庄・最上地方の宝物としての考え方という大きなインパクトがあるのではないかと。赤倉に来たならば、舟形町の国宝を見ると、いうふうなことも一考であろうと思っておりますので、要は、この観光産業というのは、個人の力なり、或いは企業の力というものがこれからの人材育成として大切な要素であろうと今考えております。

**3番：** 昨年も申し上げましたように、今町長もおっしゃっている通りでして、観光、様々舟形町につきましては、温泉のエリア、猿羽根山のエリアと十二河原のエリアと様々散在しておりますので、それを結ぶにはどうしたら良いのかということで、昨年もお伺いしたところであります。今、町長のお話で今後そういう検討と言いますか、様々な観光エリアを線で結ぶ検討、後は、若者のサークルなり、地元町内会の皆様方との連携と言いますか、そういうものを十分に検討しながら、尚一層の観光産業の振興に努めて行くと言うお話ですので、その辺りも私の方からお願いを致しまして、質問を終わりたいと思います。

**議長：** 以上を以って、3番斎藤好彦君の一般質問を終結致します。(11:48)

ここで、午後1時まで休憩を致します。

**議長：** 会議を再開致します。(13:01)

引き続き一般質問をお受けします。4番佐藤広幸君。

**4番：** では、通告分に従って朗読をさせて頂きまして質問とさせていただきます。

町長が公約として進めている行政改革を随所で政策推進室や子育て支援室、産業振興推進室、収納対策室を設け、各課を横断して行政運営を行うことが行政改革だとしているようですが、どの様な改革でも実際は人が行うもの、つまり職員がその中心になって行っていくものと私は考えています。そこで、今の職員の置かれている現状はどうなっていると捉えているのかを質問致します。

また、昨年1月に、舟形町心の世紀行財政改革推進委員会が提出した建議書の中に、「人件費の抑制、給与の適正化」、「職員数の適正化と資質の向上」という内容があります。そこで、建議書の町民100人に対し職員1人とした建議内容を遵守すれば60数名の職員と臨時職員で行政運営をしなければなりません。更に人口減少が進めば行政職員50人という未来が見えてくることとなります。この現状をどう捉えているのか、そして、臨時職員との関係についてどの様な考えで採用しているのかを質問致します。では宜しくお願ひします。

**町長：** それでは4番佐藤広幸議員の質問にお答えします。

行政改革は、普通地方公共団体であります「舟形町」において民主的で能率的な行政を確保し、健全な発展を期する為にも、必要不可欠の命題であり、継続して取り組んでいかなければならない考えであります。行政改革の歴史は長く、舟形町では近年、昭和60年に「舟形町行政改革大綱」を策定し、町民の代表による行政改革推進委員会を設置し、その時代の行政課題について、意見や要望を伺いながら行政運営に反映して来た経過があります。行政改革大綱の名称等の変遷が、時代の推移と共にありましたが、その改革の精神は連綿と継承されているものと理解しています。全国的な市町村合併推進と呼応するように、平成17年度から平成21年度までの5年間、全職員が一丸となり「集中改革プラン」に取り組み、大きな財政効果を生み出すことができました。更なる、行財政改革を推進するため、平成21年度に「舟形町心の世紀行財政改革推進委員会」を設置し、町民の代表10名によりまして、給与の適正化・職員の適正化・財政の健全化・学校統合など、8項目に亘り、2年間真剣に議論を積み重ねて頂きました。中間報告を踏まえて、平成23年1月26日に、「舟形町行財政改革建議書」の提出がありました。舟形町の発展を願う、熱い想いが随所に感じられ、建議書の実行に向け、最大限の努力を重ねて参りたいと決意を新たにしております。建議書の中の「人件費の抑制、給与の適正化」、「職員数の適正化と資質の向上」の項目では、町民100人に対して行政職員1名以内を目途とすると求めております。また、平成19年3月15日に、「舟形町議会地域活性化調査特別委員会決議」として、町の議会議長さんから町長に提案されています。町財政の健全化を図る目的から、職員の定員管理適正化計画については、人口1,000人当たり10人以下とする。併せて、5年間（平成23年度まで）は、職員採用を見合わせることを要望しております。これまでも議会で何回か答弁して参りましたが、地域活性化調査特別委員会決議を重く受け止め、職員の不採用、更に他の2項目「若者定住対策」更に「児童、生徒の医療費の早期無料化」を行政の重点課題として取り組み、政策の実現に向け尽力して参りました。職員定数が、今現在114人。条例上ではありますが、現在職員数79名であります。この条例定数から申し上げますと30%の削減となっています。平成24年4月1日舟形町の住民基本台帳の人口6,106人です。3人の業務員を除けば76人の一般職員で割りますと、職員一人当たり町民80人、いわゆる町民80人に対し職員1人となります。また、特別会計職員や教育委員会職員を除いた一般行政職員、これが提起だそうではありますが、この特別会計、教育職員を除いた場合は60人となります。従いまして、一般職員の一人当たり町民が10人、いわゆる町民10人に対して1人となります。これまで、新規職員採用を控えてきた反動として、職員の年齢構成バランスがやはり大きく揺らいでいます。50

歳代職員が全体6割を占め、30歳未満の職員が1人となっています。厳しい財政状況下で、簡素で効率的な行政運営を目指す為、課の統合、職員の削減など、様々な行政改革に取り組んできましたが、その一方で、社会の変化に対応する為の通常業務量の増加や、住民のニーズが複雑多様化するなど年年歳歳、業務量の拡大に繋がっている事も事実であります。多少、人口が減少しても行政の全体的な業務量の削減とはなかなかならないのではないかと思います。健全な行政を維持して、或いは運営していく為にも、早急に改善策を講じる事も必要と考えています。今後、10年間、毎年退職者が発生します。採用年齢制限を拡大したり、社会人経験枠を創設するなどの対策によりまして、均衡の取れた職員年齢構成を図って行く為にも、行財政改革建議書の提言を真摯に受け止めながら、計画的に新規職員の採用も実施し、行政の安定と継続に努めて参りたいと思います。

平成24年4月1日現在、正職員以外に臨時職員や嘱託職員、緊急雇用職員等を合わせ65人おります。その他に今年から地域おこし協力隊員2名、緑のふるさと協力隊員1名を配置し地域活性化に向け努力をしております。業務の状況に応じてパートで対応している部署もあります。行政を適正に運営していく上でも、臨時職員等の存在は益々重要となってきています。特に、ほほえみ保育園においては、臨時保育士等18人が勤務しております。快適な職場環境を創出する為にも、臨時職員の意見、要望を聞きながら、環境整備に努めると共に賃金等の改善も実施しております。

行政を支える大きな存在であります臨時職員の更なる待遇改善に向け、これからも積極的に取り組んで参りたいと思っております。

**4番：** はい、それでは再質問させていただきます。

今、日本は非常に就職難であるといわれております。幾ばくか、山形県内においては、その雇用の状況が少し昨年よりは好転したという報道もありますが、これは日本全部ですが、働けたとしても、働いている人の3人に1人が非正規の雇用形態になっていると。先程の答弁書の中では、ほぼ舟形町の全職員、或いは臨時職員も含めれば、約2分の1弱位が臨時職員という事でこの舟形町の行政を担っているという事だと思います。こういう就職難で今、日本では大学生などが、去年150人程が自殺に追い込まれているという深刻な状況だと思います。更に、実は正社員にも異変が起こっているそうです。いふなれば、舟形町に置き換えれば舟形町の正職員にも異変が起こっているという事が置き換えられると思います。NPO法人労働相談センターにはこういう問い合わせがくるそうです。「正社員を続けたいのなら減給に応じるように」と。そう会社から言われた。という相談がとにかく多くなっているという事でありまして。給料を見てみましても、1番ピークだった1998年の平均給与というのが、日本全国でいうと419万円。現在ですと355万円となっていて、十数年で約64万円減になっていると。そういう風に所得が低下している。そして更に、職が無くなってきていると。要するに貧困化が進んできているという事になるかと思っております。

そこで、町長はこのような状況の中で、町を、行政を経営するという感覚で行政運営を行うと言っておりますが、経営をするという事は、町がもしかしたら倒産するかもしれないという、そういう危険性、或いは感覚を持ってそういう緊張感を持って経営する、という言葉がこの行政運営に持ち込んでいるのでしょうか。という事をまずお伺いしたいと思います。

**町長：** 今、佐藤議員から今の日本の現況というもののお話がありましたが、答弁でも言いましたが、私の行革で1番の大きな着眼点は、議会の皆さんの3項目の件についてこれをまず23年度までに順守しましょうという事で参りました。先程の答弁で申しましたが、一般行政職員で100人に対して1人にはなったものの、正直に言って、全体的な職員ではまだまだ足りません。それを逆算しますと80人に1人位という事になります。従いまして、まだまだ足りないのかなという事と、ただ先程は、一般的な統計で国の市町村課の方に出す資料としては、まず100人に1人、所謂6,000人に対して60人となったのかなと思っております。

あと2つ目の若者定住、これについても子育て支援と共に若者が定住しやすい環境づくりという事でこれも100%ではないかもしれませんが、そういう方向に向っていると私は政策的にもそのように進んでいると思っております。

それから3つ目の医療費の無料化、これも昨年から実施致しまして、まず3つの件について着眼点としてこれまで取り組んで参りました。

それから大きな意味でこの行政改革という私の狙いですが、今は少子高齢化、或いは人口減少社会であります。一つは、住民がまず一つのまちづくりを行うのも行革であろうと思っております。その中では、協働のまちづくりというものも、これも一つの行革です。勿論、地域づくりもそうであります。それから

大きな意味での2つ目、効率的な行財政の運営です。この中には、事務事業の見直し、それから補助金交付金等の見直し、更に民間委託の推進、指定管理者制度の導入であります。それから大きな意味での3つ目、これは経費の削減と歳入の確保です。今、佐藤議員が「企業的な経営」という所に、私は着眼点を置いてみたいと申しますのは、住民サービスとして歳出を執行するという事は勿論大事であります。ただ歳入を考えないで歳出を執行するという事、その辺のバランスを良くしなければならないだろうと。これも今、職員の方に注文、お願いしておりますが、歳出というものは勿論住民サービス、或いは住民のこの発展向上という事で必要であります、歳入を確保する事も着眼点として必要な要素であります。それから大きな目で4つ目、組織、思考の見直し。これも去年から初期の思考の見直しという事もあります、今の時代はどのような組織体系で良いのかと、毎年のように考えなければいけないと思います。それから5番目が、定員管理と給与の適正化です。今、「100人に1人」という議員さんの提案もありましたので、これからも一つの目標として「100人に1人」という事を私は守って行きたいと思っております。それから1番最後に、職員の能力向上と人材の育成です。これが1番最後、6番目ですが、これも先程は、3番齋藤議員にも色々な形で申し上げましたが、人材を育成するというものが舟形町を活性化する為の1番大きな課題ではないかなと思います。

その辺を6つの大きな視点に立って、この行政改革をこれまで進めて参りましたし、これからもこの6つの大きな項目に基づいて執行して参りたいと。その小さな重点項目という事はそれぞれまだありますけれども、まずは大きな6点という事でこれからも取り組んで参りたいと思います。

**4番：** 様々な取り組みを行っているという事ですが、私が一番指摘したいのは6番目の人材育成。やっぱりこういった所がポイントになってくるのだらうと思います。そこに移る前にまず、もう一つ質問させていただきますけれども、答弁の中に一般職員が行う通常の業務量が増加していると。なかなかその削減が難しく、人口がこれから減少していても、その業務量は多忙であると答弁がありました。今現状がそうですよね。多忙な業務の部分がある程度緩和する為に臨時職員を入れているのではないですか。臨時職員を65名入れていてもまだ多忙なのですか。ここに疑問を感じるのです。普通ならば、会社の業績が上がってきた、でも正規を雇うお金がない。だけれども業績が上がってきたから、人を雇わなくてはならない。だから、臨時職員やパートの人を雇うとか、これが民間企業ですよね。ならば、町長がこの答弁書には業務多忙であるが、臨時職員が応援してくれたから、幾らかは正職員の業務の量が減ってきたという位の答弁書がなければ町長が言ってること、「なぜ臨時職員を採用しているのですか。」こういう事になってくるのだと思うんです。だから、安い給料でも、臨時職員を雇うとか、或いはその待遇がどうのこうのとか、そういう話が出てくるのだらうと思います。一体、どういう考えで町長は臨時職員を雇って、何を業務させているのですか。そしてそこにどういう理由で税金というものを投入しているのか、そこら辺の所をお伺いしたいと思います。

**町長：** 今、佐藤議員が言った通りに1番最後の人材育成なり、職員の能力の関係も多分にあるんだらうと思います。今、正職員は79名でありますけれども、こういうふうな事を言っただけはなかなか難しいのかもしれないかもしれませんが、やはり職員の方々が80人とか100人、この人数でずっとやれば良いのだということがまず一つ。そういう感覚で仕事をしている職員がいないのかどうかという事も常に申し上げておりますが、先程言った通り、政策推進室、子育て推進室、産業振興室、或いは滞納関係、そういう意味でも実は考えている訳です。これはそれぞれの職員の垣根を越えて政策づくりをやる事が着眼点であります、要は今の現有勢力で100人に1人の中でフルに回転して貰えれば、私は、臨時職員は要らないであらうと思います。

ただ、なかなかそこまで100%統率できないという面と、もう一つはやはり時代の変化という事で、年年歳歳変わってきます、当然。ですからそれらに対応するという意味でも一般職員の採用は、この3、4年間してこなかった訳でありますけれども、でも、大きな目標は100人に1人と置きながらも、この臨時職員が、職員の能力と若干併合して参りますが、勿論難しい面もあります。65人、或いは臨時職を減らす努力が職員の能力開発上、必要ではないかなと思います。ただ、私自身も現状に甘えている訳ではありません。そういう考えであるという事もまず、ご理解をお願いしたいと思います。

**4番：** 決して臨時職員を減らして行くべきだとか、そういう事を考えているのではありません。一般職員が通常の業務量が多くなってきていると、その多くなっている部分を臨時職員が担っているとすれば、これは一般職員の業務量が減るという事になるのだと思うんです。減った事イコール、ミスが多くなる。

問題が多くなる。これでは何のために臨時職員を雇っているのですか。という事なのです。議会の度に彼方此方ミスや問題が上がりますよね。今はない時がない位です。ここなんです、問題は。だから、公務員という制度に胡坐をかいて、そして仕事をしているのではないですかと言いたい訳です。普通ミスが起きるとするのは、自分の待遇が悪いとか、或いは給料が低いとか、そういう不満を持った人達が一般企業ではミスなり、問題なりを起こしているものだと私は一般的にそう考えます。しかし、今置かれている公務員の皆様方の現状というのは、普通の社会から比べればかなり優遇されていると私は思います。その優遇されている職員の中で、やはりそういったミスがどんどん起こってくるという事になれば、それは町民の為にもならないし、或いは町長のやっている行政改革というものが、果たしてきちんとやっているのかという問題にもなります。ですから、そのチェック機構を担う我々議員としても、やはりここを指摘せざるを得ない訳です。この考えを安易に「ちょっとミスしただけじゃないか」とか「謝れば済む事だ」とかいう事で済ましてもらっては将来的に大きな問題に繋がって行くと私は考えます。そこの倫理性というか、職員の緊張感というものが足りないのではないですか、と申し上げたいんです。どうですか、町長。

**町長：** 今、4番議員の佐藤さんがおっしゃった通りだと思っています。再三にわたって職員の業務というもの、職員の業務の中にも恒常的な業務と臨時的な業務と2つあるだろうと言います。いずれにしても、臨時的な業務にしろ、恒常的な業務にしろ、舟形町職員になりたくて入った訳ですから、1番最初の職員の採用時には、試験をして採用された職員でありますので、当然この目的といったものは住民サービスの向上なり、或いは舟形町の行政の発展、活性化が1番大きな目標になる訳ですので、そういう目標が薄れていく事があってはならない訳です。税金を貰って、そこから給料を貰うという初心貫徹、初心の心で、緊張していく為にはどうするか。これは毎年、訓示の中でも申し上げますし、或いは毎月の朝礼でもその都度、私の考えを申し上げております。要は、その勉強する仕組みが段々欠如してくるという事は、今、佐藤議員が言った通りの事でありまして、微少だとしても再三再四ミスというものは、町民から信頼がなくなってくる訳でありますので、その辺が職員の能力と勉強の仕方もあります、4番議員の質問を定義して、改めてこの職員の教育に取り組んで参りたいと思います。

**4番：** 是非その教育に取り組んで頂きたいと思うのですが、私の友人が、名古屋の方でガソリンスタンドを自分で経営しております。毎日毎日、チェック、チェック、チェックだそうです。これが俺の仕事だと。鏝一文間違った請求を出したならば、もうお客様から信頼を得られない。だから、チェック、チェック、チェック、毎日、これが俺の仕事だと。その位、ここに居る課長の皆様方はチェックしているのでしょうかね。それを統括するのが、副町長であり、町長であると思います。そのチェック体制をしっかりと頂かなければならないと私は思います。そのチェックをさせる機能が果たしていないのではないかと私は思います。

更に今後、臨時職員の重要性が増してくると私は思います。実際、今いる舟形町正職員だけで、この舟形町の行政を担っていけるかどうかという部分では、やっぱり疑問符が付くと思っております。この正職員の方々を有効に活用、十分に仕事をして頂いて、そして、正職員と臨時職員がうまく組み合わせる事で住民の福祉、向上に働いてもらうという事が、これからの姿だと思います。そして重要になるのが、その臨時職員を指導できるだけの職員を育てられるか、そこが1番の問題だと思います。少なくとも町役場には、それなりの教育をしっかり受けて、試験を受けて入って来た人、いうなれば、舟形町においては、きちんと教育、学のある立派な方々が職員になっているはずで、その人達がやはり主体性を持って、指導力を持って臨時職員を指導して、行政運営をしていくという形が1番、手っ取り早く行政改革が進む形だと考えています。それが人の教育だと思っています。つまり指導者を養成するプログラム、勉強会、或いは研修、こういうものをこれからの職員にしてもらわなくてはいけないし、していかななくてはならないと思います。言うなれば、課長の皆様方もそうです。人を指導できないような、注意もできないような課長なり、町長なり、副町長なりでは何の意味も持たない。ミスが続くばかり、不祥事が相次ぐばかりですよ。ですから、私は人を指導するだけの指導力のある職員を作っていくプログラム、教育、研修が必要だと思います。町長どうですか。

**町長：** 今、取り組んでいる研修の在り方は、後程、総務課長からさせます。常に職員に言っている事は、役場という定義です。役場という定義は「役に立つ場所」です。それから町民の皆様が、役場に行けば役に立つ場所なのだ、こう申し上げております。その中で、この職員としてのあるべき行為は、やっぱり職員を指導するという事です。職員を指導する為には、今、4番議員が言った通りに自分も勉強して、今

の時代を更にまた勉強して、それを教えていくと。臨時職員はあくまでも臨時です。業務は補完的な業務のみ。補完的な業務でも正職員の方が、うまく使うという事がなければ、臨時職員と正職員のうまい因果関係はならないだろうと。その為には、やはり課長さんが自ら汗を流して、そして、部下を教育する事。今、佐藤議員が言った全体的なこの組織の中での勉強は勿論必要であります。これから総務課長も答弁するとは思いますが、県の機関の勉強とか、或いは講師を呼んでの勉強会とかも、勿論あります。ただ最も大事な事は、やはり住民に対して信頼される勉強の仕方、節義、挨拶、これが基本です。これをやっていると緊張感も保たれないと私は再三申し上げております。ですから、1足す1は2と言う事ではなく、精神的面での教育、これが大事だと思います。後もう一つは、健康の害する事のない職員の人材育成。4番議員の言った通り、人材育成一つです。79人がフル回転すれば、私は臨時職員はそんなに要らないと思います。その位にならないとそれだけ給料を貰っているんだという事を正規な職員も自問自答して業務に携わって頂きたいと、私の大きな、大きなこの目標であり、課題解決ではないかなと思います。

職員の研修は、今、総務課長から答弁させます。

**総務課長：** それでは、佐藤議員さんから特に職員の研修についてご質問ありましたけれども、以前にもお答え申し上げましたが、町の正職員につきましてはそれぞれ経験年数とか、また業務量に応じて市町村職員共済組合の方で開催するものとか、県の教育センターを会場と致しまして、町の方で1年間の研修の計画を作りまして各職員がそれぞれ参加できるような配慮はしております。それから労務管理とか、また人事管理、健康、メンタル関係も含めてですが、そういった特殊の研修につきましても、それぞれ総務課の方に色々な研修の内容の文書が参っており、特にこれから職員がリーダーとしてそれぞれ職務を果たさなくてはならない、という佐藤議員からのご指摘もございましたので、私も先程から佐藤議員さんのお話を伺っておりまして、私もやはり管理職は、町長と同じ気持ちで町全体を担っていくものでありますので、また臨時職員とか嘱託職員、色々な方おりますが、そういった方にも、是は是、非は非という事できちんと町の対応を話しまして、そして一切のミス等のないようにこれから努めて参りたいと思います。更に総務課の方で研修費の予算を確保しておりますので、その予算を使いながら有効的に研修ができるように努力をして参りたいと思います。以上です。

**4番：** 広島に広島電鉄という鉄道会社があるのですが、そこでうまく労使、非正職員と正職員の間で改革ができたという事例がこの前、NHKのテレビで放送されておりました。なぜそうなったかという、非正職員で採用されていた人達の事故が多くなってきたと。これは、あまりにも違う正職員と非正職員の給与や待遇が事故に及んでいるのだろうと会社の経営側はみて、労使交渉を物凄い激論の末に行って、非正職員を正職員に上げて、給与の形態を変えて、事故やミスを少なくしたという事例があります。広島電鉄の中で、私が心配しているのは役場職員と臨時職員の給料形態があまりにも違い過ぎます。この中で同じ職場でやっていけば、必ず、入ったばかりの頃はそれなりに一生懸命やるはずですが、年々年功を重ねていけば「必ずあの職員よりも俺は仕事をやっている。」とか、そういう気持ちが出てくるのではないかと思います。そうなるのであれば更にミス、或いは不祥事等が出てくるのではないかなと私は懸念しております。そうなるのは欲しくはありませんが。しかし、大体そうになっているケースが多いものですから、やはりそういった所を考えると、やはり非正規の臨時雇用の人であっても、ある程度の報酬というのは補償しなければならぬのではないかなと思います。ただ、それをやるにしても今あまりにも優遇されている公務員制度の給与、或いは待遇、手当等を見直した上での、臨時職員への配分を考えていくべきでないかなと思います。それができるか、できないかは、それこそ民間の感覚を持っているかどうか私は考えています。そうなった時に、多分こういう世の中に私が言わなくてもなると思いますが。しかし、それを先頭切ってやって欲しいという意味で言っております。正社員、正職員の待遇は下がる、モチベーションも下がる、これでは意味がないのです。「公僕に使える」のが、公務員の在り方だと私は考えております。町長、「公僕」というのは「公衆に奉仕する者」の意味でよく公務員に当てはめて使われております。「公衆に奉仕するもの。」正に役場庁舎内で仕事をする時でも、私事、家に帰った時でも、やはり公衆に奉仕する、或いは地域に奉仕する、そういう職員を作って頂かなくてはならない。例え、自分の報酬、待遇、手当が下がったとしてもそのモチベーションを下げないで業務を行える人が、これから1番必要とされる公務員の在り方だと思います。そこの所をしっかりと捉えて行政改革というのを進めていって頂きたいと思います。以上です。

**議長：** 以上を持って、4番佐藤広幸君の一般質問を終結致します。続きまして、1番佐藤勇君。

**1番：** 6月定例会一般質問、通告書。次の通り通告致します。朗読を持って通告文書を読み上げます。再生エネルギーと女神でまちづくりを。大震災から1年が過ぎ、県内でもガレキの搬入が始まり、リサイクルで有効利用されております。また、最上地区でも、受け入れ時期の検討をなされている所であります。しかしながら、原発事故の福島の復興は、「何も進んでいない」というのが現状で、先行見えぬ不安の中、5月5日より最後の原発が点検に入り、「原発ゼロ」状態。多くの国民が、このまま再稼働しないことを望んでいると思います。その反面、原発受入れ地域では、生活の為に再稼働を求めざるを得ないのが現状である。山形は原発が無い県であるからこそ自分で県土を支えるつもりで再生可能エネルギーの導入を図っていくべきである。県では、「再生可能エネルギー元年」と位置付け、総額3億円の予算に、町でも単独の補助金制度を上乗せして設けている。それを町民に周知させ、普及を図って行くべきだと思います。行政としても再生可能エネルギー導入に向け、進んで取り組むべきである。

また、国宝に指定された土偶には、豊作の祈りや再生の意味があるといわれております。女神の魅力と共に、まちづくり、地域産業の活性化に繋がると思います。町長のお考えをお伺いします。

**町長：** それでは、1番佐藤勇議員のご質問にお答え致します。

福島第1原子力発電所での事故発生に伴い、原子力を基幹とするエネルギー政策の大転換が求められております。エネルギーの安定確保と再生可能エネルギーの導入。喫緊の課題となっております。加えて、核兵器開発が疑われるイラン。欧米による制裁強化に反発し、原油輸送の要衝であるホルムズ海峡の封鎖をちらつかせている状況から原油高となり、火力発電には多くの経費が嵩んでおり、電力不足と電気料金の値上げが議論されている状況にあります。この様な状況から、国では、平成23年度にグリーンニューディール基金の目的を地球温暖化対策、廃棄物の対策、そして海岸漂着物対策の推進から災害に強い自立・分散型エネルギーを導入し、環境先進地域を作り上げるという目的に変更し、交付対象も全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市から東北6県と茨城県と仙台市を加えた8つのエリアの地域に変更し、840億円の補正予算を計上しております。平成23年度から27年度までのこの基金事業は、100%の交付金事業であることから、町でも前年度3億円の交付申請をしましたが、結果的には7,100万円の交付決定となっております。採択内容としては、防災拠点施設や避難所における整備が目的であります。舟形小学校、堀内農村環境改善センター、更に生涯学習センターの太陽光発電システムの導入、更にLED街路灯の整備、停電対策としての蓄電池整備を計画しております。更に町ではもう一つ、300万円の予算で新たに再生可能エネルギー設備等設置費補助金を創設しました。4月に役場庁内に再生可能エネルギー利活用検討委員会を立ち上げまして、公共施設等への導入、或いは町民への再生可能エネルギーの普及、啓発、啓蒙を図りながら、この本基金事業や、この300万事業の実施に向けた検討を今、進めているところであります。

また、県でも本年3月、山形県エネルギー戦略を策定し、平成43年度までのエネルギー政策基本構想と平成33年までのエネルギー政策推進プログラムが定められております。このプログラムを円滑に推進する為、最上地域は、5月30日に最上地域エネルギー戦略推進協議会が発足されまして、県と市町村が一体となって取り組む事としております。この戦略では、エネルギーの消費の多くを占める家庭や事業所、公共施設において、断熱性の向上、或いは省エネ設備の導入等による省エネの推進と共に、熱を含めた再生可能エネルギーの導入を積極的に推進することとされておりますが、ただ、実施計画はまだ見えない状況にあります。管内の状況ではありますが、最上総合支庁では、平成22年度に最上地域の農業水利施設を活用した小水力発電候補地調査が実施されております。本町では三光堰9ヶ所、大堰1ヶ所を調査しておりますが、1番発電するところが福寿野の流末で、年間156,160キロワットアワーしか発電できず、電柱までの距離も1.3kmと遠く、本年4月に再生可能エネルギーの買取価格改定の原案が示されましたが、それでも効果が期待できない状況となっており、山形県でも舟形町における農業水利施設利用の可能性はないと現在判断されているようであります。また、太陽光発電については、最上地方が日本で一番日照時間が短いと報道されました。従って、太陽光発電は現段階では問題があるようです。因みに、町内で導入された方も経済効果はないと申されておりますが、雪国でも発電する真室川町の壁面太陽光発電設備は、4,452千円の費用が掛かっておりますが、発電量は年間5万円前後と言われており、経済効果としては疑問があるようです。また、舟形町における再生可能エネルギーの導入状況ではありますが、平成6年に特別豪雪地帯対策モデル事業で猿羽根山体験10週間に雪冷房を20,060千円で導入しております。平成10年度には、民間の方による雪冷房設備も導入と沖の原機械利用組合では、利雪利用型ライスセンターを整備しております。平成19年度には大地熱を利用したエコ住宅を堀内地区に整備、平成20年度と21年度には2棟の大地熱利用



の集合住宅を整備しております。平成22年度も大地熱利用で屋根融雪をする医師住宅を整備している状況にあります。再生可能エネルギーの導入について、最上地方は、日照や降雪などの問題があり、太陽光発電は道半ばとの印象があります。また、再生可能エネルギーには、他に雪氷熱や木質バイオマス、バイオディーゼル燃料、小水力発電など多岐に亘ります。町としては、今後、国や県の事業の動向を見て町の再生可能エネルギー設備等設置費補助金の充実を図り、環境対策を進めて参りたいと考えております。

次に、女神でまちづくりをとのご質問であります。3番斎藤議員の質問にもお答え致しましたが、縄文の女神PR大作戦で町民の方々から76点のアイデアを頂きました。町では、ご提案頂いたものを、行政がすべき事、或いは民間でやって頂くことに区分し、民間の方々へは、自主性、自立性、継続性等を考慮して具現化に向けた支援策を町としてまとめて行きたいと考えております。また、西堀町内会からも出土地やモニュメント設置場所に花の植栽をする事、里帰り展や今後の対応をする為、新たに「縄文すずの会」を作り、縄文火祭への参加や女神の丘に蛍の棲む環境づくりをしようと色んな計画を考えて頂いております。町としては、色んな方々の参画により、地域コミュニティが生まれるやり方で、まちづくりをして参りたいと思っております。以上です。

**1番：** 今現在、日本国の中では50基ある原発が、5月5日の点検をもって、北海道が最後に止まって、今、大井原発が再稼働云々で揉めている中、ゼロの状態であります。6月2日に県知事が見えられて卒原発を訴えている訳ですけれども、町長としては、この原発問題、要するに日本国家は戦争で被爆という経験をしながらも、今現在、原発事故や、原発発電に関して国の政策、国家の政策で民営によって運営されている訳ですけれども、これを廃炉にするにしても実質的に30年、50年と果てしない年数が経たなければ処理ができない訳です。何を言っても安全が大事です。今後この原発をどうしていくべきであるかという町長の直接的な考えをお聞きしたいと思います。

**町長：** これは国全体の問題になるかと思えますけれども、原子力発電所を設置したという裏には、やはり高度経済成長という時代もあった訳であります。その中で、原発を造る市町村、或いは県に対して、発電の基地公金という面で、雇用の創出もその地域、地域ではあったのだらうと思えます。ただ今回の福島原発問題で、一転して卒原発、無くそうという事になってきたのも事実であります。安全安心という建前から言えば、それもその通りだと思います。ただ、今の段階ですぐに原発さよならという訳には今1番議員が言った通りになかなかできない課題があるも事実だと思います。私も吉村知事のような緩やかな形であるにせよ、卒原発という定義、方向性を支援していきたい。と同時にやはり国の方で、再生可能エネルギーにもっともお金を投資してそういう方向に向かうのも国のこれからの大きな役割、仕事だらうと実直に考えております。

**1番：** まず以って、そういう中で、日本全国民がやはり原発がなければ、安全に、できるだけ暮らせるだらうということに対して、皆が節電に考えて、努力して行こうという時期になっていると思えます。その中で、国、県共に、節電対策を行っている訳ですが、町長の場合は、今現在、夏に向けてどのような節電対策をなされているのでしょうか。ずっと前に、頻繁に質問等で出ていたにも関わらず、庁舎内に時間外煌々と電気が付き、作業を延々とされているような形の中で、明かりが付いていると指摘されているのに、昨晚も電気が付いていたというのは、どのような形で指導なり、計画を持っているのですか。

**町長：** 節電という意味も原発対策であります。実直に考えますと節電対策もこれからの大きな課題でもあります。夏の節電、冬の節電もありますが、ある一つの良い例としては、この節電というもので、「家族団欒」がこれまで以上に求められるということが一番の大きな要点ではないかと思えます。沢山の部屋で一人一人居るよりも、家族団欒という形式が一番これから求められる。停電なれば当然一つの部屋になる訳ですけれども、これは3月11日、或いは4月7日の余震の大地震での教訓として1番良い発見がこの「家族団欒」ではなかったかなと思えます。私も久しぶりに家族団欒をしました。

それから、今の役場関係でありますけれども、総務課長の方でも色々骨を折っておりますけれども、当然、この時間外というようなものは、恒常的な業務の中で5時までで完結する、8時半から5時までという考え方が1番良いのであらうと思えますが、その職員がどのような考え方でそういう勤務をしたかは分かりませんが、私からすれば朝1時間早く来てそれをやるのも、これも一つの節電対策だらうと私は実直に考えております。以上です。

**1番：** 人の一般質問を借りる訳ではないですが、4番議員佐藤さんの質問で指摘あったように、やはり会社のような職員経営が1番重大な課題で、今の質問につながっていると思えますので、今後とも一つ宜



しくお願ひしたいと思ひます。

その中で、今、町長の言葉の中でもエネルギー問題は夏、冬のみならず節電という形です。前回の一般質問の中でも再生エネルギーということで質問させて頂きました。前は雪をターゲットとした質問でした。今回は全般的な夏に向けての相対的なエネルギー、再生できるもの、可能なもの全てというような形ですけれども、その中で、どこの時点で切り替えて導入を検討していくかが1番大事ではないかと思ひます。やはり、今回、西ノ前の土偶の開発、整理に関しても、知事からお言葉があった時点ですぐ方向を変えて新しい方向性で検討していく率直な考えの転換が求められていると思ひます。今後、舟形町としてもエネルギーに関しては、最上では雪があるからというあまり暗くなるような方向性ではなく、例えば山辺でも小学校、中学校で太陽光パネルが設置されている訳です。この太陽光パネルは山辺と最上地区の日照時間は違ふと思ひます。しかしながら雪国であるがゆえに、冬場の発電能力が夏場よりも良いというデータが出ております。テレビでも山辺の相模原中学校の校長先生が、小学校の校長先生が言っていた訳ですけれども、冬場は屋根の上に取り付ける太陽光パネルはやはり山形県の場合はNGだそうです。しかしながら、垂直用パネル方式で取り付けする方法に関しては雪が積もらないと。尚且つ、前面が銀世界になるような状況なので、その反射光によって更に発電能力が上がり、山辺では年間を通しての発電能力は夏場よりも冬場の方が高かった。というデータが出ております。最上には、清流発電では、勾配がないから合わないという意見がありましたが、最上川というのは日本三大激流と位置付けされており、世界遺産に登録しようという動きもありましたが、こういう高低差が激しいから急流があると思ひます。こういうものに関する発電を生き物、生息する物との融合性を持ちながら今後、考えていくという発言する考えはありませんか。町長。

**町長：** 今、冒頭でご質問がありましたが、2つのメニューを町で取り組んでおります。一つは7,100万円。これは100%基金事業として交付すると。東北地方と茨城県と仙台市のみで88億円でしたか。その中で3億円要望しました。この内訳は先程申しましたが、現実問題としてこれから25年度以降にやる考えは、舟形小学校に太陽光発電、蓄電池、LED関係の照明等、舟形小学校と農村環境改善センター、学習センターの3箇所にやってみたいと思ひています。それからもう一つの300万、これについては各市町村でも取り組みがなされておりますが、まずメニューを町民に家庭的なもので普及してもらわないと困りますので、メニューというもので太陽光発電一つ、木質バイオマス、それから雪庇用エネルギー、雪庇用関係は上限100万です。太陽熱、大地熱これも100万、更に太陽熱、風力発電、小水力発電、メニューだけでも8項目もあり、今、町報等で募集しましたところ、今現在2件あります。これはペレットストーブ関係の木質バイオマス関係の要望が2箇所あるようですので、この申し込みをしながら、メニューを町民にお知らせし、受けて、これを再生可能検討委員会にて検討させながら、着眼点をどういう方向付けにするか取り組んでおります。それからもう一つは、舟形町は最上管内でも突出しているのが「大地熱」です。大地熱に取り組んでいるのは舟形町だけです。他の市町村で取り組んでいるのは太陽光だけです。それ以外のメニューを行っているのは舟形町のみとご理解をお願ひしたいと思ひます。それから最近の雪エネルギー関係です。これは今年の3月に豪雪地帯対策特別処置法の改正がなされました。これによりますと、雪、冷熱エネルギーは、新エネルギーとして夏場の冷房、冷蔵に法律上でもエネルギーの再利用をつなげていると。去年あたりから佐藤議員も質問した時に、雪を氷室に投げるのではなくて、早く消えるのだから氷できないかと。雪を排出するのではなく、その場で氷にする方法はないかと、ある会社に問い合わせたところ、あるそうです。氷ですと融けるにも時間が長く掛かるのではないかと、その会社と取り組んでいけたらと思ひております。県の最上総合支庁の方から舟形町では雪に対する取り組みを考えて頂きたいと注文を受けております、実は。そのような面で、今回は大地熱、雪庇エネルギーの取り組みに町民が関心を持つかどうか参酌しながら新たな政策に持っていきたいと思ひています。

**1番：** そうですね、今般2月28日の再生エネルギーフォーラムの時にも、確かに町長が舟形町は雪冷房、雪システムに取り入れていく事をパネラーとして訴えておりますので、是非、今のよう形で前向きに検討してもらいたいと思ひます。尚、今言われた雪を氷に変える「雪氷変換機」というものがありまして、これは北海道の三菱重工運用開発の会社の方で、昭和62年に舟形町に実際にその機械を持ち込んで、雪氷を作り、積み上げて試験をした事がありました。要するにアーム式のものに除雪の吸い込みロータリーが付いていて自分の射程の中で圧縮してブロック状にして出す。それを雪室の中に積み上げると。その氷はえらく硬いものでして、とてもスコップでは歯が立たなくて、私はチェーンソーで雪だるまを作った記憶

があります。そのような中で、色々な取り組みに対して前向きに進めて頂きたいと思います。

それともう一つ、助成事業の中で色々ある訳ですけれども、やはり町民が地産地消的に地元のエネルギーを活用するという事は、中々雪が降る所では難しいという事ですが、間接的であればできる事は、例えば、エネルギーを食うか、食わないという事ではなくて、蛍光灯ではなくて、電球をLED電球に変えるという形の中、しかしながら舟形町では色々な形の中で調整があるけれども、器具交換に関しては無い訳です。今現在、舟形町が端的にすぐできるのは、町民ができるのは、今現状の器具をLED電球器具に変える事が一番手っ取り早く節電に、もしくは発電に協力つながっていくと思いますので、その辺の検討も町民に直接的に支援できるように一つ検討して頂ければと思います。

質問変わりました、ヴィーナスの方に若干入らせて頂きますが、先程、斎藤議員さんの方から私の入る隙間もなく質問して頂いた訳ですが、先程も言いましたように当初、50万円程度で彼方此方、整備をしようという考えを改めまして5,000㎡近くのを求める計画での整備をするようにと私からも改めてお願いしたいと思います。やはり舟形町のあそこの位置は、最上管内高規格道を上ってきたの玄関口であります。8日に西堀に受幕する土偶のモニュメントですが、身長に合わせて148cmですが、私が見る限り土台が余りにも頑丈で上がちょっと小さかったと感じられました。トンネルを過ぎた所の遺跡発掘場所、並びにトンネルに入る手前がとにかく舟形町で1番目に見える場所です。あれを過ぎてしまうと橋の上も、私の雪だるまの倉庫も何も見えません。そういうふうな状況の中で、あそこに是非モニュメントがもう一つあったら良いと思いますが、どうでしょうか。

**町長：** モニュメント云々はまず考えさせて欲しい。今、質問があった通り、あそこをもう少し高くすれば良いといいますが、道路から見えるのは確かにあそこだけです。これは不思議な事の一つですが、もしもあそこに高規格道路が来なかったら発見されていなかった訳です。これも七不思議の一つで、当然8日に国交省の手塚所長さんも当然参りますが、1番の貢献者は国交省だろうとも思う訳です。ですから先程、斎藤議員の質問にも答えましたが、あそこの場所から発見された町民は分からないと思います。例えばあそこが10,000㎡あるとすれば、半分の5,000㎡は高規格道路なのです、全部。そこから発見されたのです。ちょうど真ん中から、それを後世に伝える為にも何らかの形でエリア的なもので必要なのかなと思います。三内丸山遺跡も局長が見てきたそうですが、遺跡が発見された環境が醸し出されるような環境整備も行っていますので、先程の斎藤議員の質問にもありましたように、それを核にして舟形町のみならず、新庄・最上地方が活性化なる宝でもあると位置付けてみたいと思います。

**1番：** 私が長いのか、町長が長いのか8分しかありませんが、最後に質問させて頂きますけれども、「ヴィーナス」とは言えず、「縄文の女神」という名前で登録されるとは思いますが、先程も言いましたように、祈り、豊作、願いを叶えてくれるもの、身代りになってくれるもの、全ての色んなものがあると思います。その中で、舟形町でも色んな婚活パーティを広域的になってやっているとは思いますが、やはり縄文のヴィーナスが、猿羽根山の3大地蔵尊、縁結びと共に舟形町により多くの縁が結びつくように色んなイベントを考えて頂きたいなと思います。ヴィーナスを持って舟形町を全国展開で発展させるのではなくて、紹介させていくという一つの手立てとして、今現在、鞍馬競争が一昨年で最後でしたが、ホームページ上では取り止めではなくて、休止という形でなっております。あそこで全国に発信を行い、馬ではなく人間鞍馬競争をもって結び付けるというイベントをやったら良いのではないかとこの若者の案もありますので、こういうものも今回のヴィーナスに付け加えて取り組んだらいかと思いますところ、先般、テレビで特集ではないのですが何回か放映になっている「田舎町をお見合いで元気にするぞ」みたいなテレビ番組がたまにあります。それは地域が一丸となって「地方のここの村に、ここの町にお嫁に来て下さい」というような形の番組で、テレビの中でお見合い合戦を行うような番組です。そういうものに関しては、諸団体、要するに町を挙げて申し込みを以ってやっているという、かなり人気があって見られているような番組です。前回は島根県の邑南町という所で、地元の男性21人、女性は全国から31人来て、お見合い合戦をやり、どの回か忘れましたが、最高16組の方が結ばれたという事です。是非、このようなテレビを通じてでも縄文の女神をPRしながら、尚且つ町をPRし、そして多くの方から舟形町に来てもらえるようなイベントの計画を持って行っては如何でしょうか。

**町長：** 要は、国宝を核にして、或いは石瀬にしてまちづくり、活性化という今の要望、ご提言でありますのでそのご意見を心にしながら町の方で前向きに検討させて頂きたいと思っております。

**1番：** 宜しく申し上げます。

舟形町に来て「どこでお土産が買えるの」と聞かれる事がよくあります。しかしながらなかなかお土産らしいお土産がないのです。万作に行けば野菜と加工された乾物があります。温泉に行っても同じような物があります。しかしながら、特段に町の物があるかと言ったら舟形町には有名な「岸お菓子屋さん」、「井上お菓子屋」がありましたが、後継者がいないという事で、今現在はありません。皆さんが旅行に行った際によく買ってくる物は口に入るものが妥当ではないか、という事で1番お土産になると思います。今回も西堀地区のある主婦の方から商工課の方に「こういうクッキーどうですか。私はクッキーを作るのが好きだから、このようなクッキー作ってPRしたらお土産にならないかな。」というご提案があったと思います。例えば「およげたい焼きクン」がたい焼きで大ヒットしました。今でも売れております。あれのヴィーナスバージョンでも大変売れるのではないかと思います。山形県は鑄物の町です。鑄物で型を作ってもらって、舟形町の餡子で、山形県のお麦で、たい焼きバージョンのヴィーナス餡子を作ると。とにかく夏のイベントに合うように即席で作って、前向きに、前向きに進めるべきだと思います。我が部落の出身でお菓子の会社に勤めている大ベテランのプロが、今日、後ろに傍聴に来られているとは思いますが、そういう方々からアイデアを頂きながら色んな方からの知恵を出し絞り、吸い上がって意見を検討するのではなくて、検討する場にその人から来てもらって商品開発をしていく。万作もありますが、万作は万作で加工して、それ以外で町民の方に提供する場所を作ってあげる、作ろうという要求をして頂きたいと思います。どうでしょうか。

**町長：** 今のご意見は、先程、3番議員の76点に縄文クッキーなり、お土産品なり、食品なり、数多くあります。これを誰がするのかという事でありまして、食改の方からは縄文古代米のお餅とか、これから物語を作りなさいと考えております。4,500年前から古代米をずっと作ってきたのだ、という物語を作る事も大事だと。今の質問の中ではハード面での人的問題で、今万作の加工システムは、現在農協ですが、それをお互いに賃貸借や使用貸借して、それを利活用するのも一つの手ではないかと、2つも、3つも要らないのではないかと思います。その中で人的な面、これも6月補正で十分に考えております。以上です。

**1番：** 西堀には、私が生まれた頃には、沖の原でもその対岸の方では、色んな石器を多く拾って、鏡錫といわれる所ですけどもあったそうです。その時から、そういう拠点があったのだらうと思います。その時には雪が降っていたかは分かりませんが、昔の文化が4,000年の壁を越えて吹き上がってきた訳です。東北の宝で、国の宝ではありますが、舟形を発祥地として、ヴィーナスを発祥地として皆様を集客できるような町にして頂きたいと思いますので、宜しくお願いします。以上です。

**議長：** 以上を以って1番佐藤勇君の一般質問を終結致します。

本日の日程は全部終了致しました。明日は休会とし、明後日7日午前10時より再開します。15分前までお集まり下さい。本日はこれにて散会致します。ご苦労様でした。(14:22)

平成24年6月7日（木）  
平成24年第2回定例会第3日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**議長：** おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から3日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。尚、申し合わせによりまして上着を脱いでも良い事になっております。ご脱着についてはご自由で結構でございます。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題とします。

**まちづくり課長：** 議案書の11頁をお開き下さい。承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。地方自治体（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、次のとおり舟形町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので承認を求める。平成24年6月5日提出舟形町長。12頁をお開き下さい。処分第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決について。地方自治体（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり舟形町税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。平成24年3月31日専決舟形町長。15頁の提案理由をご覧ください。提案理由であります、国税関係法律の臨時特例に関する法律「震災特例法」が公布されたことによる地方税法の一部を改正する法律（平成23年12月14日公布）に基づき及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正する法律が平成24年3月30日に成立し、31日に公布されたことに伴い町税条例の一部改正が必要であり専決処分したので承認を求めるため提案するものであります。新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の第27条第1項町民税の申告であります、下線の文、旧の方で「寡婦（寡夫）控除額」を削除するものであります。これは公的年金等に掛かる所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）の者の控除を受けようとする場合は個人住民税の申告書を提出する必要がありますが、年金取得者の申告の簡素化の観点から申告書の提出を不要とするという改正であります。2頁をお開き下さい。「第59条固定資産税の納税義務者等の条項」であります、この7項の「第10条の2の11」が引用条項の条項ずれに伴いまして「第10条の2の10」に変更になります。それから附則に入りまして、附則第7条の2の第7項であります、住宅新築等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告であります、これについても引用要項のずれがありまして旧の方では「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改めるものであります。3頁になりまして同条の第8項も条ずれがありまして「附則第7条第10項各号」を「附則第7条9項各号」に改めます。それから次の附則第8条であります「土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」ですが、これが延長されることになりまして平成24年度から平成26年度までに改めるものであります。これは下落修正措置の延長になります。それから第8条の2、これは土地価格の特例でございますが、これも平成22年度又は平成23年度における土地価格の特例を平成25年度または平成26年度における土地価格の特例、下落修正措置の延長を平成26年度までやるという改正になります。それに伴いまして平成22年度分、平成23年度分が平成25年度分、平成26年度分になります。附則第9条になりますけれども、これにつきましては平成21年度から平成23年度までの特例を平成24年度から平成26年度まで延長する改正になります。また、これは第1項の改正で宅地等にかかる負担調整率措置の延長をする事です。第2項につきましては住宅用地又は商業地等を商業地等に改めるものであります。これにつきましては住宅地の特例を平成26年度に廃止する為に商業用地のみになるということでございます。それから第3項になりますが、これにつきましては宅地等にかかる負担調整措置の延長を平成21年度から平成23年度を平成24年度から平成26年度まで延長することでございます。第4項、これは住宅用地に掛かる特例措置の廃止により削除になります。6頁に入りまして第5項は第4項が削られたために項ずれを直すものと、商業地等に掛かる特例措置の延長が第5項で定められておりますが、これを平成24年度から平成26年度までに延長することでございます。それから第6項であります、項ずれがありまして第6項を第5項に直す事と商業地等に係る負担調整措置を平成26年度まで延長すると改正するものです。附則の第10条ですが、これは農地等に課する平成21年度から平成23年度までの各年度の固定資産税の特例になります、

これも平成26年度まで延長されることとなります。農地に係る負担調整延長措置となります。それで平成21年度から平成23年度までを平成26年度までに改正するという内容でございます。それから7頁の下であります。第12条特別土地保有税の課税の特例ですが、これは附則9条の改正に伴い、引用条項のずれがありまして第6項から第5項に改めるものと、それから特別土地保有税の特例措置の延長を平成26年度までにすることでございます。それから8頁に入りまして第18条のところとなります。第18条の次に第18条の2で右欄の新たに入りますけれども、内容としまして図書館、博物館、幼稚園を設置する特定移行一般社団法人の財政基盤が脆弱であり公益認定基準を満たせない法人が存在するため、新たに固定資産税特例措置を平成26年度から設定するという内容の追加にでございます。これが第18条の2の内容でございます。第19条の2につきましては、東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を定める事となります。簡単に言いますと譲渡期限を3年から7年に特例措置期間を延ばすこととなります。それから第20条 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございますが、これが附則第19条の2を追加したことによりまして文言が変わる内容が11頁の上となります。それから法附則の第45条第2項がずれを起こすことで改正となります。それから第2項となりますが、これにつきましては東日本大震災に係る住宅借入金等の特別控除の重複適応に係る特例が第2項として創設されており、その改正となります。議案書に戻って頂きまして12頁、13頁、14頁の改正内容が今言った新旧対照表となります。14頁の附則、施行期日ですが、第1条この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第27条の第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は平成26年1月1日から施行されることとなります。それから町民税に関する経過措置であります。第2条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第27条第1項の規定は平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については尚従前の例による。第2項 新条例附則第20条の規定は平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については尚従前の例による。第3条であります。固定資産に係る経過措置、別段の定めがあるものを除き新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については尚従前の例による。第2項 この条例による改正前の町税条例（以下この項において「旧条例」という）附則第9条第2項（住宅用地に係る部分に限る）及び第4項の規定は平成24年改正法附則第9条第1項（住宅用地に係る部分に限る）及び第4項の規定は平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び第4項の規定は平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税について尚その効果を有する。この場合において次の表左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とするということになるのでこの表のようになります。15頁、第3項ですが、平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る）の適応については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。この表の通りになります。以上であります。今回負担調整の下落の調整に入りますが、平成24年度課税につきましては全体の評価額が平成23年度と評価をして調整を行います。評価額自体も下がっておりますので、全体的には1,543万6,000円の土地については評価額が下がっております。従いまして税金も幾らか下がるところがあるということになりますのでご理解頂きたいと思っております。特に土地として上がっている所につきましては、マッシュルームとネギ選科施設の農業施設用地の用地が農業用地から施設用地になりましたので、その所の課税標準額が上がっているのが概ね原因であります。その他は基本下がっておりますので宜しくお願いします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。承認第1号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって承認第1号は原案の通り承認されました。

## 日程第2

**議長：** 日程第2 承認第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について議題とします。

**まちづくり課長：** 議案書の16頁をお開き下さい。承認第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、次のとおり舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。平成24年6月5日提出舟形町長。17頁に入ります。処分第2号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次により舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する事について専決処分する。平成24年3月31日専決舟形町長。提案理由でございますが、国税関係法律の臨時特例に関する法律「震災特例法」が公布されたことにより、地方税法の一部を改正する法律（平成23年12月14日公布）に基づき町国民健康保険税条例の一部を改正が必要であり、専決処分したので承認を求めため提案するものであります。上にいきまして中段ですが、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 舟形町国民健康保険税条例（平成12年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）第16項 世帯主又はその地帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第5項（附則第6項において準用する場合を含む）の規定の適用については、附則第5項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む）」と「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。附則 この条例は平成24年4月1日から施行する。これは先般前況で説明しました通り舟形町に転入されまして国民健康保険税が課税される場合において3年間租税特別措置法で譲渡期間の特例がございますが、これを7年に延長するものであります。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

なしの声がありますので質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。承認第2号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって承認第2号は原案の通り承認されました。

### 日程第3

**議長：** 日程第3 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について議題とします。朗読説明をお願いします。

**総務課叶内班長：** それでは議案書18頁をお願いします。地方自治法（平成22年法律67号）第179条第3項の規定により、平成24年度舟形町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。平成24年6月5日提出舟形町長。専決予算書の3頁をお願いします。平成24年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について臨時急施を要し議会を招集する暇がないので地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成24年5月8日専決舟形町長。4頁です。平成24年度舟形町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億80万円とする。第2項歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条地方債の追加は「第2表地方債の補正」による。平成24年5月8日専決舟形町長。5頁です。1、歳入10款1項地方交付税1,397万5,000円。6頁です。12款1項分担金33万円、15款2項県補助金569万5,000円。7頁です。21款1項町債80万円。歳入合計、補正前の額36億8,000万円、補正額2,080万円、計37億80万円。8頁です。2、歳出、9頁です。11款1項農林水産施設災害復旧費700万円、2項公共土木施設災害復旧費1,380万円、補正前の額36億8,000万円、補正額2,080万円、計37億80万円。10頁です。第2表、地方債の補正追加、記載の目的、災害復旧事業債限度額80万円。14頁です。2、歳入10款1目地方交付税1,397万5,000円、12款1項2目災害復旧費分担金33万円、15款2項8目災害復旧費県補助金569万5,000円、21款1項5目災害復旧債80万円。16頁です。3、歳出11款1項1目農農業用施設災害復旧費700万円、11款2項1目公共土木施設災害復旧費1,380万円。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（無しの声）

ないようですので質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。承認第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって承認第3号は原案の通り承認されました。

#### 日程第4

**議長：** 日程第4 報告第1号 平成23年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課叶内班長：** 議案書の19頁をお願いします。平成23年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成24年6月5日提出舟形町長。20頁です。平成23年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 6款1項農業費農業振興費事業、金額1億1,900万円、翌年度繰越額1億1,900万円。財源内訳、未収入特定財源の国県1億1,900万円、一般財源0です。農業体質強化基盤整備促進事業、金額650万円、翌年度繰越額650万円。財源内訳、未収入特定財源の国県357万5,000円、その他292万5,000円、一般財源0。8款2項道路橋梁費、町道紫山内山線道路改良事業金額956万1,000円、翌年度繰越額956万1,000円。財源内訳、未収入特定財源、国県573万7,000円、地方債380万円、一般財源24,000円。10款2項小学校費舟形小学校空調設備整備事業、金額5,875万円、翌年度繰越額5,875万円。財源内訳、未収入特定財源、国県1,739万3,000円、地方債2,390万円、一般財源1,745万7,000円。11款1項農林水産施設災害復旧費災害関連農村生活環境施設復旧費事業、金額1,320万円、翌年度繰越額577万4,000円。財源内訳、未収入特定財源、国県244万3,000円、一般財源334万1,000円。11款3項鉦害復旧事業費、特定鉦害復旧事業、金額80万円、翌年度繰越額80万円。財源内訳、未収入特定財源、国県80万円、一般財源0。合計金額2億0,781万1,000円、翌年度繰越額2億038万5,000円。財源内訳、既収入特定財源、国県1億4,893万5,000円、地方債2,770万円、その他292万5,000円、一般財源2,082万2,000円。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

ないようですので質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。報告第1号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第1号は原案の通り可決されました。

#### 日程第5

**議長：** 日程第5 報告第2号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課叶内班長：** 議案書21頁をお願いします。平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146号第2項の規定により報告する。平成24年6月5日提出舟形町長。22頁です。平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書1款1項事業管理費、簡易水道事業水道事業管理費事業、金額430万円、翌年度繰越額430万円、既収入特定財源222万5,000円、一般財源207万5,000円。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。ありませんか。

(無しの声)

なしとの声があります。これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。報告第2号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第2号は原案の通り可決されました。

#### 日程第6

**議長：** 日程第6 報告第3号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。



**総務課叶内班長：** 議案書23頁です。平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成24年6月5日提出舟形町長。24頁です。平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、1款1項公共下水道事業費、管渠管理事業 金額550万円、翌年度繰越額550万円。財源内訳、既収入特定財源187万2,000円、一般財源362万8,000円。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**9番：** 管渠の環境事業費ということですので工事が伴うのかなと思う訳ですけれども、既に収入済みの財源もあります。今後の工事の計画や予定はどのようになっていますか。

**地域整備課長：** 今回の550万円の繰越につきましては、舟形駅前のマンホールポンプの修繕であります。マンホールポンプは2基入っている訳ですけれども、1基ずつそれぞれ修繕をしまして現在2基設置されております。管渠の管理事業でありますけれども、管理事業につきましては何か支障があった段階で修繕していくという形になっております。

**9番：** 内容は分かりました。ポンプの入れ替えということですが路面の掘削等が伴うような工事であれば去年の冬期間の工事はかなり苦情がありましたので、そういうことも踏まえて工期の設定を是非環境の良いと言いますか、条件の良い時期にするようにお願いします。

**議長：** 答弁ありませんか。

**9番：** 答弁あったらお願いします。

**地域整備課長：** 八畝議員が言われたとおり条件の良い時期に施行できるように今後考えていきたいと思っております。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから報告第3号を採決します。報告第3号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第3号は原案の通り可決されました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 報告第4号 平成23年度株式会社舟形町振興公社の経営状況の報告について議題とします。提案理由の説明を求めます。

**産業振興課大山班長：** 議案書25頁をお開き下さるようお願いします。平成23年度株式会社舟形町振興公社の経営状況の報告について。平成23年度株式会社舟形町振興公社の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。平成24年6月5日提出舟形町長。議案書の26頁をお開き下さい。初めに別にお渡ししております平成23年度株式会社舟形町振興公社経営状況資料からご説明致します。こちらをお開き下さい。宜しくお願ひ致します。1頁をお開き下さい。舟形町振興公社の概要になりますが、昨年度と変わったところは中山課長が取締役を退任し高橋総務課長が取締役に就任したところです。取締役の役が間違っております。大変申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。2頁をお開き下さい。経営状況をまとめたものです。1番の金額ですがこの金額は町への繰入金であります。税込みで900万円となっております。2つ目の施設の利用状況です。温泉の入浴者数が11万9,305人に対して前年度対比で84.88%となっております。コテージは2,032棟の利用で前年比148.86%となっております。テントサイトが99棟の利用となっております。バンガローが33棟の利用となっております。3番目の収入状況ですが温泉、コテージ、食堂売上などが伸びております。コテージの使用料となっております。雑入は県民ゴルフ場の水道使用量や利息、障害者雇用助成金、観光情報館の利用料などとなっております。3頁をお開き下さい。4番目の仕入状況についてですが、仕入額は商品や食材の仕入になっており2,178万2,629円で対前年比95.65%となっております。その下の一般管理費は給与手当から負担金までの費目となっております。主なものを説明致します。監査会旅費は委員の日当です。給与手当では緊急雇用分2名の職員の給与も含まれておりまして法定福利費、福利厚生費も同様となっております。消耗品は通常消耗品の他、石鹼、シャンプー、トイレットペーパー、塩素などとなっております。修繕費が120万円程伸びておりますが、車の修繕、塩素注入機、食堂のダクト、自動ドアの修繕が必要となったことによる増額と



なっております。光熱水費が2,000万から2,200万と200万円の伸びとなっております。これは燃料費のアップとなっております。また業務委託料が100万円程伸びておりますが、これはシルバー人材センターへの委託が多くなったことです。サービス費は若あゆ温泉ポイントによる入浴のサービスとなっております。最後の負担金とは町への納付金になり税込みで900万円となっております。4頁をお開き下さい。平成15年度から温泉の収入状況になります。税込みの額となっております。一番右の欄が平成23年度になります。収入は温泉、コテージの使用料、町からの施設管理委託料、ゴルフ場の水道使用料で合計1億1,845万9,079円となっております。仕入一般管理費1億1,834万5,734円となり差引き11万3,345円が利益と剰余金となります。尚その下の表にあるのは町からの委託料などの内訳を記載しております。次の頁ですが、利用人数を取りまとめたものです。経営全体を見ますと3. 1 1の大震災による休業や乗り面崩壊、その後の風評被害、夏の猛暑、冬期間の豪雪が要因となり利用者減少となっております。反面、コテージに南相馬市の被災者を積極的に受け入れたことによる利用者の増、収入の増となっている状況です。こうした利用の減少については県内温泉どこでも同様の傾向となっております。それでは議案書に戻りまして、27頁をお開き下さい。公社の会計は一般法人会計としているため、消費税は計上されておられません。宜しくお願いします。平成24年3月31日現在の資産の部と負債の部の貸借対照表になります。左側資産の部の流動資産になります。総額2,303万1,786円となっております。内訳は現金の手持金の現金となります。普通預金も年度末現在の普通預金になります。定期預金は町の出資金1,000万円の定期になります。売掛金は貸している分の未収分になります。商品は棚卸の額になります。次に右側の負債の部になります。同額2,303万1,786円になります。流動負債ですが6項目になります。買掛金は年度末に仕入れた物の支払分になります。未払金は3月中の一般管理における未払金になります。未払人件費は3月の給料の未払金になります。未払法人税は決算に基づく平成23年度の法人税になります。未払消費税は決算に基づく消費税の支払額になります。預かり金は職員が負担すべき3月分の社会保険料等の金額になります。その合計が1,259万7,414円となっております。次に下段の純資産の部の株主資本になります。1,043万4,372円は振興公社の資本金1,000万と後程説明致しますが、平成21年度の32万1,027円と平成22年度の利益剰余金11万3,345円の合計43万4,372円になります。負債の金額として流動負債1,259万7,414円と純資産1,043万4,372円の合計金額2,303万1,786円となります。28頁をお開き下さい。損益計算書になります。売上高ですが先程資料2の2頁で説明した内容ですが、この金額は消費税を抜いております。温泉の売上金は7,296万773円、コテージの売上金は3,266万7,149円となります。その他に緊急雇用分34万円と施設管理費24万5,000円、水道料金18万円、雇用助成金11万円、その他31万円で1億1,225万3,340円となっております。次に売上原価ですが、平成23年度棚卸分78万7,864円になります。次に温泉商品仕入が954万5,871円、温泉食材仕入が929万9,992円、同様にコテージ商品仕入が11,172円、同食材仕入が189万8,383円となります。その合計から期末棚卸71万9,652円を差し引いた金額2,082万3,630円が売上原価となります。売上総利益は1億1,225万3,340円から売上原価2,082万3,630円を引いた金額9,142万9,710円となります。次に販売費、一般管理費ですが、先程資料3頁の内容になります。その金額が中段の販売費、一般管理費合計となります。売上原価の9,142万9,710円から一般管理費9,176万6,369円を差し引いた額33万6,659円となります。これを営業損失額として計上しております。その下段になりますが、下段営業外収益として利息10,648円と県民ゴルフ場負担金等の57万2,656円の合わせた金額58万3,304円から営業損失額33万6,659円を差し引いた金額24万6,645円が営業利益となっております。その金額が課税対象額となり、その金額から法人税等13万3,300円を差し引いた額11万3,345円が純利益となります。次の29頁は先程申し上げました売上額、一般管理費の内訳となりますので割愛致します。30頁をお開き下さい。株主資本等変動計算書になります。資本金が1,000万円、これに対して昨年度からの残金32万1,027円と純利益の11万3,345円が加算され資本金合計が1,043万4,372円となります。31頁をお開き下さい。こちらは監査報告となります。以上報告と致します。宜しくお願いします。

**議長：** 大山班長に申し上げますけれども、いくら報告資料といえども議会の中で簡単に文字の訂正などする事のないようにこれから資料点検宜しくお願いします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番：** 最初に収入関係ですけれども、コテージの売上が前年度と比べると伸びている訳ですが、大震災による避難者の方々の入居分が全体に対してどの程度の金額であったかが一つです。あとは収入の関係で会計処理は分からないですけれども、収入の部で事前に入浴券を売っているかと思えます。その入浴券に

ついて単年度で皆さんが使い切ることはないと思います。そういった時に売った時に全て収入に入れて、実際に使用するのは次の年ということが多々あると想定されると思います。そういう場合に売った時の変動で収入に差異が出てくる感じがしますけれども、その辺の会計処理をどうしているのかがあります。それから支出で今年は研修費と旅費交通費がゼロでしたが、今年は全然なかったのかお聞きしたいと思いません。

**産業振興課大山班長：** 2番議員の質問についてお答え致します。3番目の質問の研修費、旅費交通費ですけれども、平成22年度は緊急雇用でBGに2名派遣しておりましたが、平成23年度についてはBGに派遣していた方が温泉から外れた物ですからこの数字がゼロになっております。1番目のコテージの収入の中で、南相馬市からの被災者分の占める金額の割合ですけれども、すみません。割合の金額を把握していませんでしたので後日お知らせ致します。温泉券の利用の質問についても把握していませんでした。申し訳ございません。

**副町長：** 1点目の被災者分の収入ですが、ご案内のように被災者の受け入れで「大人でも子供でも一泊5,000円」福島県から補助と言いますか、助成と言いますか「3食一泊で5,000円」という契約で受け入れしております。それが3月20日頃から10月いっぱいまでで約1,900万円、この中に収入として入っております。それが一つと。それからチケット前売りの関係ですが、12枚で割引して販売する訳ですが、チケットを売り上げた時点で温泉売上と見ており、そのチケットがいつ頃使われたかまでは把握し切れなくなっておると思います。

**2番：** 第1点目の前売り券の処理については私たちにはルールがあるのです。要するに「単年度で3分の1を翌年の収入に繰り越す」というルールがあったものですから、振興公社の場合にはそのようなルールがなかったかとお聞きしたかった訳です。その次の次がコテージの売上が大幅に1,400万円程増えたのも避難関係で1,900万円程売り上げがあるということで、実質的には500万円程度前年度から落ちたという理解で良いですよ。何が言いたいのかと言うと温泉施設とかコテージ等の利用は現実、大震災の影響で減るだろうと想定される訳ですので、そういう分析をしていかないと平成24年度への本当の意味での対策が講じられなくなるように感じられたものですから、もう少し突っ込んだ分析して平成24年度の売上増につなげられるように検討するが必要であると考えます。今後、もう少しどのようにするのか話を聞きたいと思いません。3点目の研修費と旅費、交通費については緊急雇用分だという回答でありますけれども、そうしますと職員の研修とか旅費、交通費は全然なかったという理解でよろしいのでしょうか。

**副町長：** 1点目の分析でありますけれども、おっしゃったようにこの資料の4頁、収入で平成22年度と平成23年度を比較して頂きますと温泉分として今年度が7,600万円ちょっと、前年度が8,700万円ですからここで1,075万9,000円のマイナスです、温泉分としては。コテージとしてはこれを比較しますと1,400万円のプラスです。ですから先程、私は1,900万円収入になっていると申しましたので、1,400万円ですから500万円分が比較するマイナスになっていると。1,900万円が入らなかったとすると500万円のマイナスになるという見方です。ですから温泉で1,000万、コテージで500万、合計1,500万円位の赤字になったのではないかと取締役会でも分析しております。その対策としては、先程大山班長から説明あったように、昨年の災害で4月が乗り面崩壊で約1ヶ月休館したことや、夏の猛暑、あと豪雪、先程ご質問もありました森崎山ウジ山線道路工事、諸々の要因でマイナスになったのではないかと分析もしておりますので、平成24年度は最低でも1万4,000人のお客様を呼ぼうと先日の取締役会で目標を立てております。それから2点目のチケットの売り上げですが、色々イベントの時にも大サービスにて12枚で3,500円とか、前売りの際にも11枚で3,500円という販売を行っておりますが、それに一々チェックとかマークをしている訳ではありませんのでその個人がいつ利用券を使って入浴しているかまでは把握し切れていないということでもありますので特別な取決めはしていません。3点目の研修費と旅費の件ですが、先程もお話ししました通り、1ヶ月間のBG職員が指導者の資格を取るために沖縄での研修費と旅費ですが、緊急雇用対策の委託料として温泉にその分も含めて頂いておりますので、賃金はもちろんです。そして人材派遣としてBGに派遣しているので平成23年度においては研修がなかったのがゼロです。また職員の旅費、研修費については平成23年度は全く支出していないということです。

**まちづくり課長：** 昨年うちの方で被災者支援室を持っていました。今副町長が申し上げた通りですけれども一つ注意して頂きたいのが、コテージと体験実習館に被災者受け入れを設定しました。その時もう既にコテージについてはゴールデンウィーク、夏休みは申し込みがありましたけれども、申込者に対して

キャンセルをさせていただき、「被災者支援をしたいのでコテージについては申し訳ないですが開けて下さい」というお願いをしてキャンセルさせて頂きました。その空いた分を常に受け入れられる体制にするため、一般のお客様をカットしている場合もございます。従いまして先程言いました500万円が全て赤字ではなくて予約の取消や本来であれば金曜日、土曜日もお客さんが入る訳ですが、それらを全て被災者支援の為に断っておりますのでカウントが出来ない訳です。従いまして500万円そのまま赤字ではなくて本来であれば通常のお客様の利用があり入るものもありますので丸々500万円の赤字ではないと。うちの方で被災者支援を行う際には振興公社にこちらからお願いをしてカットして頂いておりますので、そこら辺もご理解頂きたいと。実際500万円から通常一般のお客様に貸すべきところが入ってこないのをそれを全て引くのではなくて、それらが加算されればもっと赤字幅は圧縮されるだろうと思います。それからもう一つ利用券については副町長の言うとおりでありますが、これについてもうちの内部で検討しました。それで利用券を1年間で使う為にはどうすべきかですが、本来であれば入浴券には「いつまで使って下さい」という期限が付く訳であります。そうすれば管理が楽な訳ですが、折角お金を出して買ってくれた利用者の為に期限を設けておりません。従いまして年度がまたぐことがあります。本来であれば使用期限6カ月とか1年とか区切れれば管理出来まして、その分をいつの段階で売っていつまでの期限ものなのかどれだけ使用あるとなれば管理が出来るのでありましようけれども、利用者の為にわざわざ期限を設けてない今のやり方がありますので、そこら辺もご理解を頂きたいと思います。

**2番：** 入浴券について私はそれで良いとは思いますが、会計処理上の問題を質問しているだけで<会計上問題がないという回答を頂ければ私としては「分かりました」で済むので、その辺のところを再度確認して頂きたいと思います。研修費については全然なかったという回答ですけれども、やはり職員育成と言いますか、特に接遇関係は毎年していかなければならないと思いますので、職員の研修はゼロではなくて私としては職員研修はやるべきとご提言したいと思います。以上です。

**副町長：** ごもつとも、年度内にチケット販売を行ったものは年度内収入として決算上処理しております。研修の件もごもつとも以前もそういう研修をさせたこと時代もあったのですが、今、非常に経営的にも人数的にも厳しいと。なかなか休みも取れない職員体制でありますのでその辺は色々と融通しながら今後研修の機会を取ってさせていきたいと思います。

**3番：** 1点だけお願いします。一般管理費の負担金でございますが、先程の説明で町への負担金ということでございましたけれども、内容についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**産業振興課大山班長：** 若あゆ温泉の経営努力によりまして当初400万円の予算を見ておりましたが、経営状況によりまして900万円の繰入れを温泉から頂いたという内容になっております。

**3番：** 私の言い方が悪かったのか、一般管理費の分類項目の中で負担金857万1,429円の中身を聞いたかったのですが。

**産業振興課大山班長：** こちらの数字については町への温泉からの繰入金で消費税を抜いた額になっております。これに消費税を掛けますと900万円になり、全て町への繰入金の額になります。

**副町長：** 先程もちよつと大山班長が説明したかと思いますが、消費税抜きで計算しております。そして資料3頁の一番下をご覧頂くと分かるのですが、全て支出は消費税抜きで最後の欄で消費税の全額を見えています。ですから負担金の857万1,429円に1.05を掛けて頂きますと900万円ぴったりになるという見方になります。

**3番：** 分かりました。先程大山班長が昨年度までは400万とお話がありましたが、平成21年度も900万円でしたか。

**副町長：** 平成22年度は740万円です。平成23年度は先程説明不足だったのかと思いますが、平成23年度は3月末に400万円を負担金として納付しております。あとの500万円については平成24年度の5月末に入れてあります。しかし、振興公社の経理は5月末現在の経理にしてありますので900万円で歳出しております。ただ役場の一般会計については平成23年度で400万円、平成24年度で500万円、合わせますと900万円というちよつとずれがあるように感じられる経理の仕方をしているとご理解頂きたいと思います。

**議長：** それでは会議規則第54条の規定によりまして、もう一度だけ質問を許可致します。

**3番：** 分かりました。平成21年度も900万円でしたよね。こだわるのは今年の資料を見ましたら平成21年度も同じ金額857万1,429円という負担金が載ってございましたので、平成23年度と平成21年度が同じ900万円だったのかなと確認したかっただけです。

**副町長：** 平成21年度は、私の記帳している関係では1,060万円を町に入金していると理解しております。その辺、私が只今申し上げたように年度が食い違っていて5月末あたりに100万円ちょっとプラスになっているのかもしれませんが、私の基金残高でいいますと1,060万円基金に積まれていると理解しております。

**9番：** 今の質問にも関連しますけれども負担金の事についてですが、今回の決算の状況を見ますとかなり収入が減っている割には一般管理費を抑えて、例えば宣伝費でありますとか消耗品を抑えてこの税込み900万円の負担金を出しているのかなという感じがします。前にも言いましたが町への繰入金額については特に基準はありません。そういう意味で前年度は740万円という実績がある訳ですけれども、昨年よりも厳しさが上回る状況の中で昨年度よりも上回る金額の900万円を捻出するには大変苦労があるのだらうと思います。そういう意味で公社の経営上、社長もいる訳ですけれどもその年度に計上する負担金の額を決める基準をどう考えているのかお聞きします。

**副町長：** まず、この資料の3頁をご覧になって頂きますと分かりますが、1番多いのが人件費の給与手当になる訳です。先程もちょっと触れましたが平成22年度でも5名の職員を緊急雇用している関係もありますし、平成23年度についても2名の緊急雇用の助成を頂きながら退職者の職員の補充をした結果で、出来るだけそのような制度を活用しながら温泉、振興公社としての歳出を削減、合理化していくと常に私たちはこう考えております。ただ負担金の基準はない訳でありまして、ただ前からずっと申し上げているように、利潤が出た分を利潤として計上すると。このような言い方も悪いですが税金を極力、法人税等を納めないようにする工面であり出来るだけ町に負担金として納付するようにしています。結果的にそれまで納められる訳でございますが、その辺は人件費の職員待遇をした方が良いのか、例えばボーナスも一般の会社から比べると少し低いのかなという労いも思っておりますので、その辺は今後、取締役会あたりで相談してみたいと思います。

**9番：** 町からすればこの繰入金が多ければそれに超した事はない訳ですけれども、やはり今副町長の話にもありましたように、利用者が増えて収入も増えて負担金が増えることになればこれは結構な事なのですが、その給与の削減なり、労働環境の状況を悪化させてまでその負担金を出すとなれば、それが利用者へのサービス等にはね返るといふ懸念もある訳です。そういう意味では何もならないと思います。そういう意味ではある程度、公社としての経営や将来性を考えた上で負担金を設定するべきではないかと思えます。その辺もう一回お願いします。

**副町長：** そういう考えも確かにあるかと思えます。この平成24年度に入りまして4月、5月の利用状況を確認しましたところ過去10年間で最低の利用者です。本当に先程2番議員がおっしゃるように今年辺りが正念場かと思っております。そういう危機感を持って経営しなければならないし、職員の皆さんにも常々申し上げているところがそこでありまして、やはり赤字になったら賃金なり手当なり削減という事態も在り得ますよと申し上げながらしておりますけれども、今現在については定期預金も出来ますし、ボーナスも前年並みに支給しておりますし、今おっしゃられたようにある程度収入のある時にはそれなりの待遇もしていかなければならないと思います。ただ今年が正念場という危機感を持って経営に当たっているところでもあります。

**7番：** 私からも利用人数の件ですけれども、先程も説明ありましたが2万ちょっと人数が減少している訳です。それで前に障害者の家族風呂のことで質問させて頂いた訳ですけども、今回取締役会では今後の温泉に対しての改築工事予定とか目標があるかないかをお聞きします。

**副町長：** 今のところリニューアルや建物改築工事等の予定はしてありません。

**7番：** 平成24年度の利用者数もどうなるか分かりませんが、この冬期間のバイパスからの除雪問題、今年の冬は「業者が除雪をした」という話を聞いております。或いは早くして、看板を立てたにも関わらず、結構利用している人が多い訳でした。通行止めではないが、業者で除雪したとすればやはり利用者も温泉に来る人も結構増えるのではないかと私は前からお話をしておりますけれども、それで家族風呂ですが、障害者の方はやはり遠慮して「振興公社には言えない」という話も聞いております。出来れば今後、障害者の方も一緒に若あゆ温泉の風呂に入りたいと気持ちが大きいにあると思います。又、あるという話も聞いております。今後そのようなことで検討してもらいたいなと思います。あと下の方の果樹園も豪雪で枝折れなどが多かった訳ですので、今後どのような管理をしていくのか振興公社の考えをお聞きします。

**副町長：** 紫山内山線の道路工事関係で冬期間通行止めをしたことで今年度の工事内容を詳しくは分かりませんが、本当ならば夏場なり、片側通行なりを行ってするのが一番良い訳であります、何せあそこは普通の乗用車でさえもすれ違ひが大変な道路でありますので、今年は片側通行しながら工事できる内容なのか切磋しながら極力通行止めをしないようにお客さんの利便性を考えながら工事したいと思います。それから2つ目の障害者の関係ですが、これも以前議員からご質問あった訳です。質問があった次の取締役会でも色々協議をさせて頂きました。そしてまた、温泉に障害者から要望等があるのかどうか把握しながら検討させて頂きましたけれども、そういう希望者は殆どないと温泉では把握しているようでありまして、そういう方々の希望者がある程度あるとするならば、前にも申し上げたように、日にちを決めて、そして障害者の入浴日とか時間とかを決めながら障害者にも機会を与えていきたいと思っております。3点目の果樹園でありますけれども、ご覧の通り非常な枝折れがあります。先日の取締役会でも話になりまして、この際伐採した方が良いのかどうか話題にもなった訳であります。その辺は補助事業で果樹園を植栽し、その隣に農作業小屋として農業体験をさせるための休憩所という建物ですので、補助事業として約20年も経過しておりますので、補助事業に返還等の問題がないとすれば真剣に伐採すればいいのか別の利用方法があれば検討していきたいと思っております。

**4番：** それでは27頁、資産の部の定期貯金1,000万円とありますけれども、この定期貯金を積み立てている理由をお伺いしたいと思います。というのもやはり100%町の出資で、大きな工事と言えばほぼ町がお金を出して工事等を行う訳ですけれども1,000万円の定期を持っている理由をお聞かせ願いたいと思っております。また、もう一つ役員替えを行ったことですが、まちづくり課長から総務課長。これはどういう意図の基に役員替えを行ったか。2つお伺いします。

**副町長：** 出資金の1,000万円定期預金ですが、町からの振興公社への出資金1,000万円ですので、これは会社の財産で定期預金にしていると。どうしても使わなくてはならない事態になった時にはそれを取り崩すと。その為に定期として預金しています。役員替えでありますけれども、ご案内のように去年の4月1日に組織替えがあった訳です。観光部門がまちづくり課から産業振興課に組織替えがあったので中山課長から変わったと。そして高橋総務課長から入って頂いた方が良いのでないかということで高橋総務課長から取締役に入って頂いた訳です。

**4番：** まず出資の件ですが、これは株券だと理解で良いのでしょうか。株券ではなく現金だとすると出資の内容がちょっと違うように感じます。株券で保管されているという内容でしょうか。また役員替えについても人が変われば色々なものが変わってくるだろうと私は理解するものですから、まちづくり課長から総務課長に変わったことで、その変化が振興公社の経営にも表れてこないといけないと思っております。人が変わることは、振興公社の経営が変わらない役員替えならば、私に言わせれば意味がないと思っております。そこら辺のところをもし変わった総務課長がどのような経営を目指したいというものがあれば聞かせて頂きたいと思っております。

**副町長：** 以前ですと振興公社の取締役社長が町長であった時代があった訳です。それが色々議員の皆様からもご意見を頂いてやはり町長が出資して、町長が経営では好ましくないのではないかと色々なご指摘もあって、町長は取締役から退任して頂いたと。その変わりと言いますか、私が総務課長時代に入ったこともありまして、取締役で当時の観光担当課長もなった時代もありまして、そしてまた現在の沼沢支配人も取締役になっておりますけれども、これについても2年程前からやはり支配人として一番の現場責任者である訳ですから、取締役に入ってもらって色々な権限も与えた方が良いのではないかということで2年位前から入ってもらったということで、色々な考えの基に3人よりは4人で今後の経営を考えた方が良いと思っておりますし、4人よりも5人の方が良いとすればもっと増やす方が良いのではないかと思っておりますし、私は少ないよりは多い方が良いと考えておるところであります。

**総務課長：** 私は4月から役員会に出させて頂いておりますけれども、どうしても役場と温泉ですとお客さんサービスが中心でありますので、先程議員さんからご指摘ございましたけれども、私も見た時にやはり職員の研修がゼロということで、後で内容は理解しましたが、幾ら忙しくても職員が少なくても、やはり接客は絶えず研修をしていかないとお客様相手ですので「いらっしやいませ」から始まって「ありがとうございます」とか、なかなか声が出ないという声がありますので、そういった研修費、特に職員の研修費をしっかりとやっていかなくてはならないと一番初めに役員会の中で申し上げました。また今社長からも話ありましたけれども、職員も少ない中で時間も大変厳しい中でうまくローテーション組みながら頑

張っていると。役員会に出させて頂いて今まで見えなかった点も沢山分かって参りまして、その中で1円でも2円でも利益を上げて、そして町に負担金という形で今回900万円のお金を繰入れて頂いた訳ですけども、そういった努力、目標と言いますか、支配人を中心としまして職員一人一人に行き渡るように支配人からも朝礼等を通じて社長の意向、または役場の意向を職員の皆様方に徹底図りながらとにかく笑顔でサービスに徹底していきましょうと。そして1円でも多く売りを伸ばして行きたい思いで職員団結しながら頑張っているところであります。

**まちづくり課長：** 出資をしている訳ですので、町は株券になって振興公社には1,000万円がいくと。従いまして振興公社では1,000万円の資本金で運営しているのですが、今回は1,000万円を定期預金にしていると。通常の会社であれば赤字になればその資本金を食っていきなりとなりますけれども、うちの方は今回振興公社では定期預金にしていることとなります。これにつきましては株式会社の法律がありまして、当時温泉の振興公社を設立した時に1,000万円が株主の最低の資本金額だったと思います。そのために1,000万円を出資しなければならなかったという状況にあります。最近では会社法が変わったのですが、そのまま資本金は1,000万円のままにしていることとなります。

**8番：** 若あゆ温泉の沼沢支配人以下、一生懸命経営努力している姿は私も結構見習いながら「一生懸命頑張っているな」と思っております。しかしながら、この通り今年も900万円近く贈与金を受けた時だからこそ、町長が常に言っている人材育成という観点から申しますと、若あゆ温泉も接待業、サービス業であります。その関係上、今回震災で1ヶ月休館した間、従業員教育はどのようになされていたのかその辺をお伺いします。

**副町長：** 休館中ですけれども、何せ1ヶ月という長期休館でしたので、この際に建物を隅から隅まで掃除などで1ヶ月間徹底して行いました。先程から申し上げているように個々での研修なども行っているのではないかと思います。接遇関係も以前、皆様からご指摘あった訳ですけども、先程も申し上げましたように専門のフロント係を置けば一番良い訳でありますけれども、やはりその辺は経営なので赤字にしてはならない考えが先行して、専門の受付係が置けない実態であります。今後接遇などにも十分気を付けながら、ただ研修と言ってもわざわざどこかへ行って勉強をすることでもなく、自分自身で色々な商店に行ったり、ホテルに行ったり、旅館に行ったりとか、そういう所でもある程度そういった気持ちがあれば学ぶべきところ、学べることもあると思いますので、今後職員にそういう点も徹底していきたいと思えます。

**8番：** 同じサービス業を行っている方から聞きますと旅館業の場合、リニューアルや館内を一斉改築した場合、従業員を同業者、同じサービス業に勉強に出す、身近なり遠くなり。他所の現場をしっかりと肌で感じて、その感じた事を精進出来るのと出来ないのとありますけれども、それを帰って来て、再開した若あゆ温泉でのサービス、接遇に生かしていくためには今回の休業は大きな良いチャンスだったのではないかと、今回の休館は。その関係上研修に力を入れながら、町長が常々言っている「人材育成」が一番大事だと思えますのでもう少し経営努力、力を入れながらしっかり公社経営に携わって、しっかり指導して頂きたいと思えます。宜しくお願いします。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから報告第4号を採決します。報告第4号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって報告第4号は原案の通り可決されました。

## 日程第8

**議長：** 日程第8 議案第28号 平成24年度舟形町一般会計補正予算2号について議題とします。朗読、説明の説明を求めます。

**総務課叶内班長：** 事務局、朗読説明省略

**議長：** それでは、ここで午後1時まで休憩を致します。(11:49)

**議長：** それでは休憩前に復し、会議を再開します。(13:04)

これより質疑に入ります。質疑につきましては頁、款、項目を明言し、出来るだけ簡潔にお願いしま

す。最初に歳入について質疑を許可致します。ありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして、歳出の第1款 議会費から第5款 労働費について質疑を許可します。質疑ありませんか。

**2番：** 16頁、総務費の2款1項7目の特別豪雪地帯先導的事業導入推進事業50,000円とありますが、具体的な内容はこういったものなのでしょうか。

**まちづくり課長：** これにつきましては、この事業名で旧舟形小学校の所に集合住宅を整備しておりますけれども、屋根融雪の設備小屋があります。ヨド物置の小屋の中にそういった水を回す設備等を管理するものを入れておりますが、その屋根が先般4月の強風で屋根が吹っ飛びました。それで応急的に業者から修繕して頂きました。それで色々見積もりを取ったところ、その前に見積もりを取る前にヨド物置にクレームをしました。クレームをして全面的にメーカーから修繕して頂くわけですが、メーカーから修繕して貰う前に屋根が吹っ飛んだ時に直して頂くために掛かった修繕料を計上したものであります。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産費から第13款予備費についての質疑を許可致します。ありませんか。

**8番：** 第6款農林水産費についてお伺いします。21頁の下段、農業振興費の3番山形県大豆・そば産地育成モデル事業で当初予算で830万円計上した経過がありますけれども、ここで削除になったこともあります。その理由とその上の(2) 創意工夫プロジェクト支援事業補助金にこの事業が入ったのかどうかお伺いします。

**産業振興課沼沢班長：** 今の質問に対してお答えします。3番目の山形県大豆・そば産地育成モデル事業については、当初この事業でやっていこうと堀内地区のそば利用組合を該当させようと予算を計上しておりましたけれども、この事業についてはまだ要項等が定まらずに実施には程遠いということもあわせて、創意工夫プロジェクトに鞍替えをしまして、第1次の創意工夫プロジェクト事業、採択は終わっておりますがこちらで採択となっております。従ってここの金額を削除しまして、同金額を創意工夫プロジェクト事業に組み込んでおります。

**3番：** 1点お願いします。24頁、9の1の3防災費でございますが、補正で175万5,000円。右の説明でございますが、地域防災計画策定業務委託料で146万7,000円程補正なっておりますが、この事業につきましては当初計画で180万円程確か計上していると思っております。それとの関連はどうなっているのでしょうか。

**総務課長：** 当初予算におきまして188万円を計上しております。今回、更に見積り等を清算し、今回146万7,000円を計上させて頂きましたけれども、3月の当初予算内容についてまだ煮詰まっていない点もございましたので調査項目、内容等を吟味致しまして最終的にトータルしまして363万5,000円の予算で、これから事業等の発注をしていきたいと予算を計上させて頂きました。

**3番：** 約倍程増額している訳でございますが、その増額なった今精査したということでございますが、その精査につきましてはその上段でございます策定委員会議で検討された訳ですか。

**総務課長：** ここに策定委員会の報酬を計上させて頂いておりますけれども、この委員会につきましてはこれから委員を選定致しまして発足していきたいと考えております。ここで計上しております報酬の金額ですけれども、32名の委員を予定し、年3回程度開催し、そして1回について3千円を想定しております。その金額合わせまして28万8,000円を計上させて頂きました。また委員につきましては町内会長の代表さんや消防関係の方、民生児童員の代表の方、または女性代表で広く町民の代表で32名を選定してこの事業に当たって参りたいと考えております。

**3番：** そうしますと、そういう会議を経ないでもう3月に予算を計上して3カ月しか経っていませんけれども、この間でも倍近くのお金が必要だと判断した訳ですか。

**総務課長：** 当初でありますけれども、この金額につきましては他の市町村見ますと中には2,000万円程の委託契約している所もあります。基本的に町では余りお金をかけないで、前回策定した内容を見直していくと。特に一次避難、二次避難等についても一度確認したいと、県で新たに防災計画を策定しておりますのでそういったものに基づきまして委託する色々な項目等もございまして、なるべく町で仕様



等の提供が出来る物は提供しながら、またこれから委託しますけれども、そういった専門業者の力をお借りしないと出来ない分野もありますので、そういった項目等について新年度に入ってから見積り等を徴収した結果この金額になった次第であります。

**6番：** 21頁の豪雪対策事業費補助金としておいておりますが、今年は昨年度よりも大雪になりまして相当の被害があったのかなという反面、調べてみますと案外被害が少なかったという報告があります。そこで稲の育苗ハウスが潰れた場合に人の話を聞きますと複合的なハウスだと直ぐに補助体制になりますが、育苗ハウス用だと補助金は後回しだと言っている人がいます。その辺の中身はどうなっているのかの説明をお願いします。

**産業振興課沼沢班長：** 今の質問にお答えしますけれども、今回ハウス補助金で該当なっている方が全て育苗ハウスになっております。件数で9件になっておりますので育苗だから遅いという話はないと理解をお願いします。

**6番：** 話を聞いて私も安心しましたが、昨年度ハウスを建てて、今年の豪雪で新しいハウスが潰れてしまったので、私は「まず写真だけ撮っておけ」と指導はしましたが、その人から話を聞きますと「なかなか対応は難しい」と聞いていたことがあったものですから、その対策が万全になっているのか私も心配でしたので、そのような豪雪の時には今振興課でやっているように、農家が今何を作っているハウスであるのか把握する体制づくりは万全を期して頂きたいという訳です。

**4番：** それでは21頁、農林水産業費の縄文の女神特産品開発業務委託料185万円、昨日の一般質問でもあったかと思いますが、この内容、方向性について。またどのような団体に業務委託しているのか。後、23頁若あゆ温泉管理事業の修繕料150万円の内容。あともう一つ商工費の中の猿羽根山公園管理事業の修繕料9万円についてお伺いします。

**産業振興課沼沢班長：** それではまず一番目の質問に対してお答えしたいと思います。縄文の女神特産品開発業務委託料の件については、先般もお話になりましたように町民からの一般提言で76件ありました。これらの中で特にお土産品について、何とかお土産品をものにしようの一つは食生活改善協議会に古代米を使った笹巻き、くじら餅、あられ等の作品を頂きまして、何とか商品化に結び付けて欲しいという思いでの委託料20万円程計上した訳です。更には「まんさく」に加工場が整備されていますので、その加工場を使つての縄文クッキー、更にはカステラ、女神焼き、女神の煎餅もそこで開発して商品に結び付けたい。そして「まんさく」の売り上げに結び付けていこうと1名分の賃金9カ月分になりますけれども、その分165万円程計上しております。合わせて585万円支払い、委託業務を行うことになっております。

**産業振興課大山班長：** 若あゆ温泉等管理費の修繕費について説明申し上げます。若あゆ温泉の芝生広場に設置してあるコンビネーション遊具が大雪によりまして一部破損しました。その修理が89万2,000円。それからテニスコート管理棟屋根が大雪によりまして破損しました。その修繕で60万8,000円の計150万円の修繕費を計上をしております。また、商工振興費の縄文関連予算の計上ですけれども、消耗品については駅物産センターのホーム側に看板を一つ設置すると。それから駅前広場の壁面に看板を設置する予算の計上です。それから舟形郵便局との提携によりまして縄文の女神の記念切手シート1,200枚を作成します。そのうち300部を町が購入することでこちらに計上しております。それから印刷製本費ですが、記念グッズということでクリアファイルに。申し訳ございません。猿羽根山公園管理費修繕費の内訳ですが、現在ユウリさんが経営しております「こぶし」の軒先が雪で折れたので、その修繕で90,000円計上させて頂いております。

**4番：** 大変色々な所まで説明して頂いてありがとうございます。まず特産品の開発ですが、確実に炎祭りまでの計画でやって頂いていると思いますが、私から言わせてもらえばやはり里帰り展までにある程度間に合わせて欲しかったという思いでこれを見ております。やはり商品開発を一日でも早くして、そして幾らでも売り上げを出して頂いて、それがまた観光PRにもなると思いますので、商品開発を急いで頂きたいと思います。その点、どの位スピードアップ出来るのか再度質問させて頂きたいと思います。

また、若あゆ温泉、猿羽根山の修理等は理解しました。ところで、こういった業務には相当手間が掛かるものですか。それとも要するにこういった処理ですね。言っている事はそういった業務に相当の時間が掛かって、例えば毎日残業しなければならない状況になっておりますか。

**産業振興課沼沢班長：** それではお答えしたいと思います。里帰り展までに町でも再三に亘りまして町の産業振興本部会等でも色々話をしまして商品開発をいち早く急ぐようなことで話しましたが、な



なかなか前に進まないのが、加工場の人がいないと言いますか、「まんさく」でもなかなか人を雇うことが出来ない状況もありまして進まないという事。更には町の営農改善協議会の中でも様々検討しましたが、なかなか人材育成まではまだ行っていませんので、商品開発が遅れたと考えております。これからは「まんさく」の加工場を食生活改善協議会も使えるような形を話し合っていますので、それと合わせて「まんさく」の方に加工品のプロと言われる方を何とか雇い入れまして商品開発や人材育成等と考えていきたいということで、商品の開発はなるべく急いで行うようにしたいと思います。以上です。

それから2つ目の内容ですけれども、創意工夫プロジェクトについては大変期間がない中での公募になっています。その書類審査がある訳ですけれども、その書類審査までに提出しなければならない書類が結構あります。勿論、その事業主からも協力をして頂いている訳ですけれども、中々聞き取りをして纏めて、更には時間のない中で締め切りまで提出するには若干時間を要すると感じております。その場合についても農政班の会員、職員、皆で手分けしてやろうとしていますが、中々時間が掛かっている現状があります。

**4番：** まず農業振興の縄文の女神特産品開発に関しては、やはりその一名雇った方だけの仕事量ではないと思いますので、賃金を払って雇う考えではなくて、町の発展の為にボランティアでも良いので「今年1年は協力して頂きたい」でも良いと思います。特に年配者の方は技術や知恵はある訳ですから協力頂いて是非、早く商品化して欲しいと思います。

また業務量についてですが、第2庁舎の2階で随分業務が多忙と意見を出される方もいらっしゃいます。多忙であるならば分担するなり早く業務を終わらせて、そういう声が出ないような対策をして頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。

**産業振興課沼沢班長：** ご指摘の通り、この事業そのものがやはり新しい事業な物ですから通常の業務にプラスで行なっている部分があります。しかしながら今言われたように全員で協力しながら、担当を持ってやっている関係もあるのですが、なるべく早く退社できるように考えていきたいと思います。

**5番：** 27頁、教育費の中の文化財保護費で少しお伺いしたいと思います。いよいよ明日、明後日里帰り展で国宝になった「縄文のヴィーナス」ではなくて「縄文の女神」が来る訳でありますけれども、私が毎日通る時に思うのです。この間も少し話になったのですが、素晴らしい郷土の小国川の石を使って台座を作った訳ですが、それに148cmの女神がのっている訳です。通る度に凄く小さく感じられる訳です。余りにも台座が立派過ぎたからかもしれません、説明会の時にも一応私は、それこそ日本の宝、国宝な訳ですから極端な話、金に糸目を付けず舟形町を全国に発出するのだという考えで素晴らしい物を作って欲しいと話したつもりでいました。私だけでしょうか、歩く度に少し小さく感じないですか。

**まちづくり課長：** この西堀の縄文の女神モニュメントにつきましては、ここの教育費ではなくて、まちづくりで担当しています。それで私の方でどういった物がいいかということで色々悩んだ訳ですけれども、当初はコンクリートの支柱といいですか、石を張って四角い胸像がありますよね。そういうイメージでおった訳ですけれども、物語性がないのではないかと職員の中で話になりました。それで小国川の石を持ってきて、その上にのった方がいいのではないかと。そういった物語の為に川を探して来た訳です。もっと大きい石があったのですが、これが25tのクレーン車で吊れなかったという経過があります。それで、その次の大きさで石屋さんの見立てで良い大きさの物を据え付けたということがあります。その上にもどのようなバランスか、実際、加藤議員と言われるように小さくも見えますし、手前に行けばそれなりに大きくも見えるのですが、その上にのせる女神の大きさをどうすればいいかということで本物は45cmしかありません。45cmにしたら凄くバランスが悪いのではないかとということで、これについてもうちの職員が色々調べまして縄文時代の女性の平均身長が148cmだということを文献で調べまして、その148cmにしようとなりました。今、加藤議員と言われるように私も「大きい方がいいのではないか」ということで当初2mを想定しておった訳ですけれども、それだと物語性がないのではないかとということで最終的にはそのようになったとご理解頂きたいと思います。それで148cmはそういうことで決めた訳なのですが、台座のバランスについてはなるべく大きくした方が降雪時期もそれなりに上が見えるのではないかとということもありまして、バランスからすれば今議員と言われるようにもう少し小さい石でも良かったのかなという所もありますが、そのようなことでうちの方で舟形町の石の上になるべく大きくて雪も被らないような180cmの石と縄文時代の平均身長で、考え方を整理しまして、させて頂いた訳ですのでご理解頂ければと思います。

**5番：** 分かりました。人の見る目というのは、その人によって色々あると思います。台座にしっかり最近私の孫の奥歯が抜けたので、見る方向によってはその歯のような感じもします。逆に今言ったように縄文時代の身長そのものを一生懸命勉強して調べて来て作ったのだと理解できるのですが、通った方が見た時に小さく見える感じは私だけでなく全員が思う訳です。だから先程話したように舟形町にしかない宝物でありますから金に糸目付けずという言い方は対して間違っているとは思いますが、できれば一生の宝として、町の宝として、これから色々な事で町長も一般質問で答えていましたけれども、町を世に出すということで、やはりもう少し考えて作ってもらえたら良かったかなと。今更直せという訳にはいきませんが、これから何か国宝に関する事業があるならばやはり色々な角度から検討してやって欲しいなと思います。終わります。

**まちづくり課長：** 今後そのような事で検討して参りたいと思いますが、今色んなご提案を頂いた81点の中に舟形に入る方向に看板を立てなければならぬのではないかとのご提言がありました。そこでうちの方で練っているのは、縄文の女神の大きさを問わずできるだけ大きい物を入りにできたらいいなと話をしています。そういう看板が良いのか、どのような看板が良いのか、今検討をしているところです。モニュメントとは違ってそちらは車から高速道路の所に付けられれば、それなりのスピードで来る訳ですから、それについては大きい物にしたかどうかという事で検討しています。今後加藤議員が言われるように、色んな場面の色々な箇所についてそれなりの大きさを相談して進めていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

**2番：** 先程、農林水産業の中の縄文の女神の特産品開発の内容については理解しましたけれども、22頁の商工費にもあります、この委託料61万2,000円、縄文の女神特産品開発・作成等業務委託料とありますけれども、この商工費で行おうとしている商品開発の内容と28頁の公共土木施設災害復旧関係とも絡みますけれども、昨年からの町工事発注が年度後半に集中して発注されているという意見があった訳であります。これについて町当局としては、早期から発注して偏らないような発注に進めていくという話があった訳であります。そういった中で平成24年度ではどのような改善を行ったのかお聞きしたいと思います。

**産業振興課大山班長：** 商工振興費で計上しております委託料の説明させていただきます。こちらは縄文の女神特産品開発・作成費等業務委託料については、は商工会さんと会員連携によりまして縄文の女神のお菓子ラベルの業務委託で11万2,000円程計上しております。それから地元火祭りで実施機関でありますTMプロジェクトFとの連携で縄文の弁当開発で、ラベル開発の業務委託をしたいということで15万円程計上しております。それから猿羽根山の入り口にこれから民俗資料館にレプリカを見学に来る方が増えるのであろうということで、案内看板を作成する委託料35万円程計上しております。それらを合わせた金額が61万2,000円になっております。以上です。

**地域整備課長：** 公共事業の発注ということでありまして、災害復旧所行等につきましては、災害の査定を受けてからの発注ということになります。その為に今回、査定を受ける発注内容はトウジョウ災害、農業用災害、トウジョウ災害については6月末に第1回目の査定が入ってきます。その後6、7、8、9月と4カ月に分割して査定を受けることとなります。その査定を受けてからの発注になりますので若干遅くなる可能性もあります。ただ単独事業、或いは維持工事事業それからキサイ事業等につきましてはできるだけ早く発注するような計画で今考えております。

**2番：** そうしますと商工振興費における特産品開発についてはラベル等の開発で直接お土産等にする物ではないということですか。併せて農業関係の特産品開発とのタイアップと言いますか、協力関係はどうなっているのかということでもあります。地域整備課長の答弁でしたいという思いだけで全然していないという理解でよろしいのでしょうか。

**産業振興課大山班長：** 只今のご質問にお答えします。委託料の中にお菓子の開発もあります。こちらはラベルと包装紙を開発しまして商品化を図りたいと考えております。料理については弁当等の包装紙でTMプロジェクトさんが考案する弁当のラベルを提携しまして直ぐに開発できるような形で委託したいと考えております。以上です。

**地域整備課長：** 工事発注につきましては4半期毎に発注計画を立てまして、それに基づいて発注するようにしております。ですから公共事業や補助金を貰う事業につきましては交付決定してからとなりますけれども、他の物については4半期毎に計画を立てて工事を進めて参りたいと思っております。

**産業振興課沼沢班長：** 今、大山班長から話ありました内容に付け足しまして申し上げますと、連携と

いう形ですと話をしていました。農林についている予算は主に人材を育成するというような、加工のプロを招いて、加工に取り組んでいる方々にご指導頂くという分野と、それから今地元で栽培されている農作物を使つての商品開発を想定している内容になっています。商工の方としましては今直ぐにできる物に包装をして商品化に直ぐ結び付く物と考えていますから、2つに分野を分けまして今回計上させて頂きました。

**2番：** 商品開発につきましては昨日、一昨日ですか佐藤議員が一般質問も申した通り、非常に有能な方が町の中にもおりますので、もう少し広い目で見えた人材の方の力を借りて商品開発を考えていくべきだと私は思います。もっともっと広い意味での提携もぜひ行って頂きたいと思います。更には地域整備課長の答弁では全然早期に発注するという考えがないように感じられます。もう少し「したい」という思いをもっともっと出していかなければ何も改善しないのではないかなという感じがします。以上です。

**地域整備課長：** 2番議員の質問ですけれども、2番議員がおっしゃるように今後早期発注できるように頑張っていきたいと思います。

**9番：** 26頁の文化財保護費ですけれども、先程も出ましたけれども、いよいよ明日から里帰り展が始まるようですが、少し視点を変えて質問したいと思います。というのは、この周辺の主導地域の周辺整備が主な予算の内容のようですけれども、一つ何と言いますか、物的面ではなくて人材面と言いますか、そういう面での整備は考えられないかなと思う訳です。例えばこれから町外からも縄文の女神を目当てに色々な方が来ると思うのですが、正直に申し上げてきちんとその女神が出土したと言いますか、歴史について説明できる人は今のところいないのではないかなと思います。そんな意味で人材育成と言いますか、民俗資料館のレプリカの見学の件も先程出ましたけれども、そういった所に説明員の配置という考えはないのかをお伺いします。

**教育長：** 今ご指摘されたように、現スタッフの中ではこの事について非常に詳しく説明できる人は残念ながら養成されておられません。今回の展示に当たりましては県の文化財推進課職員、並びに博物館職員の力を借りながら今回の展示なり、今後の民俗資料館での色々な説明に当たりましょうということで、今いるスタッフで勉強しながらやっています。職員の確保は今後色々な課題もありますので、その辺は今後町長と相談しながら人事配置を検討させて頂きますけれども、最低限説明のできるような職員を現スタッフが勉強しながら、折角見に来て下さった方々に十分なもてなしとか十分な説明ができる努力は惜しまなくやっていきたいと思います。

**9番：** 今回、国宝に指定されたということで、縄文の女神を中心として夢が広がる訳ですけれども、今までも雪サミットでありますとか、どぶろくサミットといった全国的な会議も開いております。そういう意味では、一つ「女神サミット」と言いますか、そういう企画も考えられるかなと思います。例えばテレビに出ているエジプト考古学者の吉村さんでしたか、そういう人の講演会を開くということも人を呼ぶきっかけになるのではないかなと思います。そのような意味で、何と言いますか団体、協会へのコンタクトも必要かなと思いますが、考古学関係の人とのつながりは今のところどうなっていますか。

**教育長：** 今回も国宝の投資に当たりましては、文化庁の専門担当者からご指導なり説明も頂いております。今回の最終日ですけれども、直接関わって下さっている専門官からも来て頂いてご講演をお願いしておりますので、それをきっかけとしまして、今提案があったような他の歴史民俗に明るい方々を、年間行事で教育委員会が講演なり講座を開催できる仕組みも今後検討して参りたいと思います。何はともあれ今回文科省の方から専門官が来ますので、その機会を得ながら指導なり相談もしていきたいと思います。

**9番：** 今までは「縄文のヴィーナス」という呼び方をしてきた訳ですけれども、ご承知のように長野県茅野市に「縄文のビーナス」という登録があるという事で「縄文の女神」に変わった訳ですけれども、長野県茅野市との交流も話題かなと思います。そこで一つ国宝の所有者を見てみますと、例えば茅野市の縄文のビーナスもそうですが、市町村、自治体がほとんどであります。今回の縄文の女神も本当に舟形町の宝だと思えます。であるとするならば、所有権も町で持ちたいと思うのは私だけではないと思います。今の所有権は県ですが、舟形町に所有権がないという最大の原因はなぜですか。それだけ最後にお伺いします。

**教育長：** 土偶の出土に伴って本議会でも数多く質問された中で、一つは舟形町で出土した土偶については舟形町で保有していくのが当然ではないかと県に尋ねてみたらと、再三質問された経緯がございます。私の方でも議員さんの声を聞きながら県とも相談しました。本来出土した地区で持っているのが理に適っ

ている在り方であるというのは県の担当者もお話していました。ただ如何せん重要文化財なり、国宝になっている物を町で引き取った場合を想定した時に単品を保存するというのではなくて、その場所から出た全ての物を町が管理、保有していかなければならないということになります。ましてや国宝になりますと、それなりの設備、またそれなりの人材を確保していかなければならないと。舟形町にとって大きな課題になります。それをクリアして初めて県との交渉になると思いますので、その事を聞いた段階では申し訳ありませんが次の手が読めなかったものですので現在に至っているものであります。今、色んな形で皆様方からご支援を頂く中でもう一步踏み出した考え方を教育委員会でしていかなければならないと感じております。現時点ではなかなか難しい点があるのご理解して頂ければなと思います。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって議案第28号の質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから議案第28号を採決します。議案第28号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議案第28号よっては原案の通り可決されました。

### 日程第9

**議長：** 日程第9 議案第29号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算第1号について議題とします。朗読、説明の説明をお願いします。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから議案第29号を採決します。議案第29号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議案第29号よっては原案の通り可決されました。

### 日程第10

**議長：** 日程第10 議案第30号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長：** それでは議案書の33頁をお開き下さい。議案第30号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。舟形町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成24年6月5日 舟形町長。提案理由でございますが一番下になります。住民基本台帳法の一部改正に伴い関係条例を整備するため提案するものであります。これにつきましては日本に入国、在留する外国人が年々増加していること等を背景に市町村が日本人と同様に外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっています。その為住基法が平成21年7月15日に公布されておりますけれども、施行が入管法の改正を待って施行する事になっております。その入管法の施行日が平成24年7月9日になります。その為に7月9日から施行するものであります。新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。新旧対照表の14頁になります。14頁の第2条1項の「次の各号のいずれかに」の文言を1号しかなくなりますので「次の号に」と改めるものであります。それから2号の「外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者」の文言が削除にされることになります。それから第4条の「印鑑の登録」ですが、第4条3項1号に「はり付けたもの又は外国人登録証明書」という外国人登録書が必要でありましたけれども、これが一つの住民基本台帳に入る為に必要でなくなりますので「はり付けたもの」に変更になります。第5条登録印鑑の第5条2項1号の「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている」の文言が「住民基本台帳に記録されている」に改正されるものであります。33頁、議案書に戻って頂きまして附則この条例は平成24年7月9日から施行する。先程申し上げました通り入管改正法施行日であります7月9日から施行するものであります。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

なしの声がありますので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから議案第30号を採決します。議案第30号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議案第30号よっては原案の通り可決されました。

#### 日程第11

**議長：** 日程第11 議案第27号 舟形町路線バスの取得に係る物件購入契約の締結について議題とします。提案理由の説明をお願いします。

**まちづくり課長：** 議案書の32頁になります。議案第27号 舟形町路線バスの取得に係る物件購入契約の締結について。舟形町路線バスの取得について、次により物件購入契約の締結をしたいので議決を求める。平成24年6月5日提出 舟形町長。提案理由ですが舟形町路線バスの取得に係る物件購入契約の締結について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第10号）第3条の規定により提案するものである。中程にいきまして1. 取得物件名 舟形町路線バス1台コースターL X4000cc（マイクロバスショートボデー）であります。2. 納入場所 舟形町役場。3. 契約金額 金738万7,937円（内消費税35万1,807円）4. 契約の方法 指名競争による契約。5. 契約の相手方 山形県山形市南一番町11番16号 山形トヨタ自動車株式会社 代表取締役鈴木吉徳。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番：** この指名競争入札ですけれども、何者指名による入札であったかと落札率をご質問します。

**まちづくり課長：** 入札については指名7社であります。舟形の業者で指名参加願っている方々全員とそれから町外で指名入札に指名を出されている業者になります。それから入札率ですが設定価格は高いのですが、予定価格としては890万4,000千円に設定しております。約10%程度カットしておりますがこの予定価格になっております。それから落札が738万7,937円ですので82.97%になります。

**議長：** 他にありませんか。

(無しの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから議案第27号を採決します。議案第27号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。議案第27号よっては原案の通り可決されました。

#### 日程第12

**議長：** 委員会付託の審査報告を議題とします。最初に請願第1号 脳脊髄液減少症の医療についての意見提出を求める請願について大場文教民政常任委員長に報告をお願いします。

**文教民政常任委員長：** それでは私から報告致します。平成24年6月7日 舟形町議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 大場清之。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第93条の規定により報告します。受理番号 請願第1号 付託年月日、平成24年6月5日。件名 脳脊髄液減少症の医療についての意見書提出を求める請願。審査結果、採択。以上でございます。

**議長：** 委員長報告は採択であります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(無しの声)

なしの声があります。質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって請願第1号は採択することに決定致しました。

続きまして、請願第2号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出を求める請願について野尻総務振興常任委員長に報告をお願いします。

**総務振興常任委員長：** 平成24年6月7日 舟形町議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野

尻益夫。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次の通り決定したので会議規則第93条の規定により報告します。受理番号 第2号 付託年月日、平成24年6月5日。件名 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換についての意見書提出を求める請願。審査結果、採択。以上です。

**議長：** 委員長報告は採択であります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(無しの声)

なしの声があります。これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから請願第2号を採決します。請願第2号を委員長報告の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって請願第2号は採択することに致しました。

ここで文書作成、配布の為に午後2時40分まで休憩致します。(14:08)

**議長：** 会議を再開致します。(14:41)

お諮りします。只今意見書提出の件で発議による意見の議案が提出されました。これを日程に追加し追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは資料配布の為、暫時休憩します。

**議長：** 会議を再開致します。

### 追加日程第1

**議長：** 追加日程第1 発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について議題とします。事務局朗読。

**事務局：** それでは朗読致します。発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について。上記議案に関し、別紙意見書案により関係機関に提出されたく、舟形町会議規則第13条第1項の規定により別紙の通り提出します。平成24年6月7日。提出者 舟形町議会議員 大場清之。賛成者 舟形町議会議員 斎藤好彦、同上 叶内富雄。同上 佐藤勇。脳脊髄液減少症の医療に関する意見書(案)。脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツなどの衝撃で脳やせき髄を覆う硬膜が破傷し、内部の髄液が漏れ出て頭脳など様々な症状を引き起こす疾患です。治療法として、硬膜の外側に自分の血液を注入し損傷部をふさぐ「ブラッドパッチ」が有効とされますが、入院費を含め約10万円～30万円かかるため保険の適用が求められて来ました。今年5月17日厚生労働省は、髄液漏れを防ぐブラッドパッチ治療を先進医療に認め、早ければ7月から適用されます。平均で1回1万8,000円かかるブラッドパッチの費用は全額自己負担のままですが、それ以外の入院や検査費用は保険が使えるため患者の負担が軽減され、高額医療制度も適用されるようになります。このたびの措置は、一步前進と受け止めており、今後は一刻も早く全面的な保険適用による自己負担のない治療へ進むことが必要です。交通事故によって発症したある患者は、頭、首、背中、膝、股関節などの痛みで苦しみ、仕事や家事への気力もなくなりました。また、交通事故によって以前のような収入を得ることが出来なくなりました。事故から約1年後、新聞でブラッドパッチ治療を知りましたが、県内での治療期間が見つからず、仙台の病院にたどり着き、ようやくブラッドパッチ治療を受けることができました。しかし、事故から9年経ちましたが、まだ以前のように仕事ができる状態にまで回復しておりません。しかも保険適用がならないために、治療費が損害保険の対象にもなりません。治療費負担の心配なくブラッドパッチ治療を受けることが出来れば、完治して思う存分仕事ができるのではないかと思います。この人に限らず脳脊髄液減少症の患者は、医師や家族、学校や職場で理解されずに苦しんでいます。また、結婚や子供を持つことを希望している人もいますが、体調不良が立ちはだかっているのが現実です。山形大学医学部に厚生労働省の研究班が設置され、2011年5月の中間報告では「これまで漏れが『確実』された患者は100人中16人とどまる」とのことでしたが、患者をどのようにして集めたかが不明です。患者として応募し研究治療をして欲しいと願っている人は、全国にもっと多くいると思います。よって、国に対し脳脊髄液減少症の医療に関して下記のことを強く求めます。記。1. 脳脊髄液減少症の治療として、一刻も早くブラッドパッチ治療を全面的に保険適用にし、地域の病院で治療を受けられるようにして下さい。2. 厚生労働省の研究班、山形大学医学部の脳脊髄液減少症の研究治療を広く公表し、希望者は全員治療できるようにして下さい。3. 脳脊髄液減少症と診断された患者の治療について医療費窓口負担を無料にして下さい。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平

成24年6月7日 山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 野田佳彦様、厚生労働大臣 小宮山洋子様。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について採決します。意見書提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第2号は原案の通り意見書を提出することに決定致しました。

## 追加日程第2

**議長：** 追加日程第2 発議第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について議題と致します。事務局朗読。

**事務局：** それでは朗読致します。発議第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について。上記議案に関し別紙意見書案により関係機関に提出されたく、舟形町議会会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出します。平成24年6月7日。提出者 舟形町議会議員 野尻益夫。賛成者 舟形町議会議員 佐藤広幸、同上 八鍬太、同上 加藤憲彦、同上 奥山謙三。脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書(案)。昨年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融事故はかつてない深刻な放射能汚染を引き起こし、いまだに収束の目途は立っていません。多くの住民が住み慣れた家、職場を追われ、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、健康被害に怯えながら不安な生活を強いられています。このことは人類の核との共存が困難であることを私たちに突きつけています。原子力発電が抱えるリスクの大きさは人間の存在を否定するものであり、何人も原子力からの脱却の必要性を否定することはできません。よって政府は、脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を図るため、下記の事項について速やかに実現されるように強く要望いたします。記。1. エネルギー政策を原子力発電依存から再生可能エネルギーへと転換すること。2. 原子力発電所は建設中のものも含め新たな建設や増設は行わないこと。また既存の原子力発電所については、停止中の炉は再稼働させず、運転中の炉は順次廃炉にすること。3. 放射能の汚染処理に万全を期すと共に放射能情報を随時国民に公表すること。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成24年6月7日。山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様、内閣総理大臣 野田佳彦様、経済産業大臣 枝野幸男様、文部科学大臣 平野博文様、環境大臣 細野豪志様、復興大臣 平野達男様。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから発議第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について採決します。意見書提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第3号は原案の通り意見書を提出することに決定しました。

## 日程第13

**議長：** 日程第13 舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告について議題とします。舟形町議会まち活性化特別委員会から舟形町の活性化を図るために議会改革を含めた課題に関する中間報告をしたいという申し出があります。お諮りします。舟形町議会まち活性化特別委員会中間報告を求めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告をすることに決定しました。八鍬特別委員会委員長より報告を求めます。

**八鍬特別委員会委員長：** 平成24年6月5日提出。舟形町議会議長 信夫正雄様。舟形町議会まち活性化



化特別委員会委員長 八鍬太。委員会調査中間報告書。本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則46条第2項の規定により、下記のとおり中間報告します。本特別委員会において結論を得ました事項につきましては、これを実現させるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。尚、記載事項以外にも現在検討中の事項もありますので、来年3月定例会には最終報告書を取りまとめることとします。記。1. 調査事件 舟形町の活性化を図るために議会改革を含め課題を調査。2. 経過 舟形町議会まち活性化特別委員会では平成23年6月以来、舟形町の活性化を図るために議会改革を含め課題を調査し町に提言していくことを目的として取り組みを進めてきました。これまで、議会改革を重点課題とし宮城県蔵王町議会への視察をはじめ11回に及ぶ委員会を開催し活発な協議をして参りました。当委員会の設置期間は2年であり早1年を経過しましたのでここに中間報告をいたします。委員会設置期間 平成23年6月9日～平成25年3月31日。3. 委員会開催状況 第1回委員会 平成23年6月9日。以下第11回委員会まで記載の通りです。4. 調査活動状況 議会に向けて今後取り組むべき事項。(1) 議会の組織、運営等の整備、① 通年議会の導入について。通年議会の導入については当委員会ではこれまで重要課題として取り組んできており、既に通年議会を導入している宮城県蔵王町に視察研修に行くなど平成24年度中の導入に向けての具体的な課題を協議してきました。その結果、通年議会の必要性は確認できましたが、実施に向けて平成24年度中の導入は時期尚早との結論となりました。尚、この件につきましては実現に向けて継続検討とします。② 議会による政策決定について（民意をどのように反映して行くか）。これまで条例等の多くの議案は町長の提案となっていますが、議会としても積極的に政策決定に取り組んでいくため、各員会等での調査において民意を把握しその意向を全員協議会で確認し、議会による議案提出も検討していきます。③ 議会基本条例の制定について。議会基本条例は地方議会の規範ともいえる条例であり議会と議員の活動原則や住民参加を推進することなどを明文化し、議会改革の中で組織・運営等の整備が進めばおのずとどり着くものと考えます。④ 議員同士の自由な討議の展開について。より良い政策決定を図るためには議員間の多様な討議が必要であり、自由討議の方法も含め導入については継続検討していきます。⑤ 議会活動を支える体制の整備について。現在正職員2名体制であるが議会改革を考えるには現在の体制を堅持していきたい。ちなみに最上町では平成24年度に正職員1名体制から2名体制になっています。⑥ 執行機関との緊張感の保持について。法令等に定めるものの他、町の各種委員の委属の辞退の堅持や専決事項の限定を検討していきます。また、地方議会改革の一手法として一問一答方式の質疑・質問とともに「反問権」を認める議会が増えつつあります。この制度のメリット、デメリットや導入の必要性など調査し、当議会において採用の是非について検討していきます。(2) 議会、議員の環境や体制の改革。① 議員定数について。議会運営上、現在10名の定数は最少人員と考えます。現在の社会情勢では現在困難と思われるが定員12名は必要と考えます。また複数常任委員会の就任を検討していきます。② 議会の報酬について。議員の報酬の取扱いについては、報酬審議会での審議を踏まえ取り決めるべきものかを検討していきます。③ 個々の資質向上について。各種研修会への積極的な参加とともに、自己研修も継続的に取り組んでいきたい。(3) 開かれた議会を目指して。① 夜間や休日議会の開催について。これまで議会開催が平日の日中に限られており、仕事や生活スタイルにより議会傍聴ができない町民が多数存在していることから町民の傍聴を促し開かれた議会を目指すため、今年度、夜間議会の開催と議会中継等も検討していきます。② 議会公聴活動について。議会広報誌は毎定例会ごとに年4回発行しており、その内容も地域の声を取り入れるなど町民に親しまれ、また関心の持てるような紙面作りになっています。更に一昨年からは議会報告会や中学生議会を開催しており、その成果も着実に広がりを見せております。今後も更に町民の関心の持てるような議会活動を進めるため、研修を重ねながらこのような活動を充実していきます。③ 町民に関心を持たせる方策。住民から出された請願や陳情等については地域の願意を精査し、施策の実現に向けて体制を整備し住民参加の意識を高めていきます。以上です。

**議長：** それでは只今の舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑なしを認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

**議長：** 討論なしと認めます。これから舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告について採決します。

舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告を委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって舟形町議会まち活性化特別委員会の中間報告を委員長報告の通り決定致します。

#### 日程第14

**議長：** 日程第14 閉会中の所管事務調査報告について議題とします。叶内議会運営委員会委員長より報告を求めます。

**叶内議会運営委員会委員長：** 平成24年6月7日。舟形町議会議長 信夫正雄様。議会運営委員会委員長 叶内富夫。所管事務調査報告書。議会運営委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。記。平成24年3月28日から29日にわたり、識見を広め議会活動の活性化を図るために、東京において研修を行ない、全国町村議会議長会、議事調査部長の三宅達也氏を講師にお願いし、「議会活動の活性化と今後の議会の在り方」について講義を受けました。地方議会を取り巻く国の動向は合併「推進」から「円滑化」へ。地方公共団体の自由度の拡大へと推進しており、第30次地方制度調査会の動きや地方自治体の一部改正案の概要について説明を受けました。また地方議会の改革事例として、全国で初めて議会基本条例の制定に取り組んだ北海道の栗山町議会において条例の成り立ち、住民との関係、首長との関係、議員間の関係、議会の取り組みなどを紹介していただきました。通年議会の導入については、地方自治法の改正により促進が進み町村議会の条例や会議規則の制定や改正を行ない実施している市町村が毎年増加しているとお聞きしました。議会から住民へのアプローチとして夜間・休日議会、女性・子供議会、議会報告会の開催等の話をお聞き致しましたが、舟形町議会でも中学生議会、議会報告会等を実施しております。新たな取り組みの導入については、出来るところから始めていく必要があると感じました。以上。

**議長：** 只今の議会運営委員会の所管事務調査の結果について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。これから閉会中の所管事務調査報告について採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定致しました。

#### 日程第15

**議長：** 日程第15 議員派遣を議題とします。事務局朗読。

事務局： それでは朗読致します。議員派遣の件。平成24年6月7日。次のとおり議員を派遣する。1. 縄文の土偶里帰り展の記念式典 (1) 目的 式典出席要請のため (2) 派遣場所 舟形町中央公民館 (3) 期間 平成24年6月8日 (4) 派遣議員 議員全員 2. 国宝「縄文の女神モニュメント」の除幕式 (1) 目的 式典出席要請のため (2) 派遣場所 舟形町西堀地区 (3) 期間 平成24年6月8日 (4) 派遣議員 議員全員。 3. 第52回舟形町消防団ポンプ操法大会 (1) 目的 操法大会出席要請のため (2) 派遣場所 舟形町あゆパーク (3) 期間 平成24年6月24日 (4) 派遣議員 佐藤勇議員、斎藤好彦議員、佐藤広幸議員、大場清之議員、野尻益夫議員、八鍬太議員。 4. 舟形町消防団夏季非常招集訓練 (1) 目的 訓練参加要請のため (2) 派遣場所 舟形町大平地区 (3) 期間 平成24年7月8日 (4) 派遣議員 佐藤勇議員、八鍬太議員。以上です。

**議長：** それでは只今朗読した通り、議員派遣について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。よって議員派遣について採決します。原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議員派遣については原案の通り可決致しました。

これをもちまして、6月定例会に附された事件は全て審議終了しました。奥山町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

**町長：** それでは一言御礼申し上げます。6月定例会、6月5日から今日まで3日間の日程で報告案件4

件、承認案件3件、議事案件4件、合計11件の案件について満場一致でご決議賜りまして心から御礼申し上げます。まず今議会でご意見なり、ご提言があった縄文の女神の国宝指定、町の宝物が、国の宝物になったことは大きな慶びであります。今後は、今進めている「第6次舟形町総合発展計画」、特に産業、観光、特産費の開発、歴史文化の振興でまちづくりの大きな弾みにしていかなければならないと思います。その上で人材育成、雇用の創出で舟形町に利益の還元を大きな目標にして農商工観連携による第6次産業推進があるように、三位一体で知恵を出して行かなければならないと思います。併せて明日からは、西の前土偶の里帰り展が3日間開催されます。改めて国宝になったことの意義の大きさを私共職員は下より町民の皆様からも大きな意識を持って頂き、提案、或いは提言を頂きながら新たなまちづくりの大きな石杖にしていかなければならないだろうと思います。この3日間亙りまして、一般質問並びに審議に当たって議員の皆様から頂きました意見、提言については、課長等会議にて精査、協議をして財源なり、緩急性を重視しながら執行して参りたいと思います。議員の皆様には今後共、更なるお力添え賜りますよう心からお願い申し上げます御礼を込めたご挨拶とさせていただきます。3日間に亙り、慎重審議、本当にありがとうございました。

**議長：** これで本日の日程は、全部終了致しました。会議を閉じます。平成24年第2回舟形町定例議会を閉会致します。慎重審議御苦労さまでした。(15:13)